

厚真町津波防災地域づくり推進計画

(素案)

令和6年3月

北海道厚真町

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日の三陸沖を震源とする東日本大震災では、我が国観測史上最大となるマグニチュード 9.0 の地震を観測、想定をはるかに超える巨大な津波が襲来し、東北地方を中心に多くの方の尊い命が津波によって失われ、広域にわたって甚大な被害をもたらしました。また、平成 30 年 9 月 6 日に発生した北海道胆振東部地震では北海道で初めての震度 7 を本町で観測し、明治以降最大といわれる大規模な山腹崩壊・土砂流出により、多くの尊い命が失われるとともに、ライフラインの寸断、家屋の損壊等で数多の避難者が生起し、初動期の災害対応・復旧は困難を極めました。国、北海道、他自治体、NPO 等の団体やボランティア等、全国から心温まるご支援や励ましをいただきながら、復旧・復興に取り組んできましたが、震災発生から 5 年が経過した令和 5 年現在においても、復旧・復興の取組みは今もなお続いている状況にあります。

この様な中、令和 2 年 4 月に、国による日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルの公表を受け、令和 3 年 7 月、北海道による太平洋沿岸の津波浸水想定公表があり、令和 4 年 1 月に、本町の津波警戒区域の指定、同年 9 月には、国から本町が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災推進地域および津波避難対策特別強化地域に指定を受けたことから、令和 5 年 4 月に厚真町津波防災地域づくり推進協議会を立ち上げ、津波防災への取り組みを本格的に行ってきたところです。

想定される日本海溝・千島海溝周辺の海溝型地震の巨大地震が発生した場合、本町においては、沿岸部に地震発生から最短で 44 分後に津波の第 1 波が到達、また波の高さは最大で 9.2m と想定され、被害は広域に及び、直接的な人的・物的被害のほかにも、生活への影響も長期化することが想定されます。

本町の沿岸部には、住家や事業所があるほか、胆振地域と日高地域をつなぐ国道 235 号や主要交通機関の一つである JR 日高本線の交通網の存在、冬季も利用者があり、町外からも数多くの来訪者がある北海道屈指のサーフスポットである浜厚真海岸や全国大会も開催されるなど、高校生・少年サッカークラブなどの子どもたちが多く集まるサッカー場のある野原公園、関西～東北の日本海側の都市をつなぐフェリーが寄港し、多数の観光客や大型トラックなどによる物流の揚陸拠点となっている苫小牧港東港区などがあります。津波発生時には、地域住民や事業所従業員のほか、来訪者等の安全確保のため、迅速かつ着実な避難を行う環境の整備やルールづくりなどが必要となります。

こうした状況を踏まえ、ソフト事業とハード事業が一体となった多重防御により、「誰一人として犠牲者を出さない・なんとしても人命を守る」という強い信念と覚悟を持って、津波防災対策の推進・強化に、本町として全力で取り組んでいきます。本取組みに際し、津波防災地域づくりを総合的に推進するために、津波浸水想定地域にある地域住民代表をはじめ、学識経験者、国、北海道、関係機関・団体等、町等から構成される厚真町津波防災地域づくり推進協議会を設置し、協議を重ねて本計画を策定しました。

本計画では、「地震・津波による犠牲者ゼロをめざし、住民・事業者・来訪者など、あらゆる人が安全に避難できる地域づくり」を方針に掲げ、町の持続的な発展、安全・安心なまちづくりをめざします。

最後に、本計画の策定にあたり推進協議会において、ご議論いただきました委員の皆様、地区懇談会において地域の課題や将来像、今後の対策に係るご意見をいただきました地域の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 3 月

厚真町長 宮坂尚希朗



目次

| | |
|--|----|
| 第1章 推進計画の目的と位置づけ | 1 |
| 第1節 推進計画作成の背景と目的 | 1 |
| (1) 推進計画策定の背景 | 1 |
| (2) 推進計画の目的 | 2 |
| 第2節 計画の位置づけ | 3 |
| 第3節 推進計画区域 | 4 |
| 第2章 町内の現況とこれまでの取組 | 5 |
| 第1節 厚真町の変遷 | 5 |
| 第2節 人口・産業 | 7 |
| (1) 人口・世帯数の推移 | 7 |
| (2) 来訪者の人数 | 8 |
| (3) 産業 | 10 |
| 第3節 土地利用・交通 | 11 |
| (1) 土地利用 | 11 |
| (2) 交通 | 13 |
| 第4節 町がこれまで実施してきた地震・津波防災施策 | 14 |
| (1) ソフト対策 | 14 |
| (2) ハード対策 | 15 |
| 第3章 津波防災地域づくりの課題 | 16 |
| 第1節 津波の浸水深と想定される被害 | 16 |
| (1) 津波の浸水深と津波被害の関係 | 16 |
| (2) L1とL2津波 | 17 |
| (3) 地震・津波による被害想定 | 18 |
| 第2節 津波防災地域づくり上の課題 | 23 |
| (1) 避難困難区域の解消 | 23 |
| (2) 地震・津波による建物被害の低減 | 24 |
| (3) 防災意識のさらなる醸成 | 24 |
| (4) 来訪者の安全確保 | 25 |
| (5) 寒冷地の避難対策 | 25 |
| (6) 復旧・復興に向けた事前の備え | 25 |
| 第3節 地区別の課題 | 26 |
| (1) 浜厚真地区 | 26 |
| (2) 鹿沼地区 | 27 |
| (3) 共栄・厚和・上厚真・富野・共和・共和団地地区 | 28 |
| 第4章 津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針 | 29 |
| 第1節 津波防災地域づくり推進の基本的な方針 | 29 |
| 第2節 地区ごとの取組方針 | 29 |

| | |
|--|-------------------------------|
| 第3節 冬期の課題への取組方針 | 31 |
| 第5章 土地利用と警戒避難体制の基本的な考え方 | 32 |
| 第1節 土地利用 | 32 |
| (1) JR日高本線以南の地域（入鹿別川から厚真川の間） 【津波浸水想定区域内】 ... | 32 |
| (2) JR日高本線以北の地域（入鹿別川から厚真川の間） 【津波浸水想定区域内】 ... | 32 |
| (3) 厚真川右岸区域 【津波浸水想定区域内】 | 32 |
| (4) 上記以外の地域 【津波浸水想定区域外】 | 32 |
| 第2節 警戒避難体制の整備 | 32 |
| (1) 情報伝達手段、情報伝達内容の検討 | 33 |
| (2) 津波避難施設・避難路・避難経路の検討・見直し | 33 |
| (3) 津波避難訓練の実施 | 34 |
| (4) 津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設 | 34 |
| (5) 具体的な来訪者・要配慮者の避難対策 | 34 |
| 第6章 津波防災地域づくりの推進のための事業・事務 | 35 |
| 第1節 事業・事務の整理 | 35 |
| 第2節 事業・事務 | 35 |
| 第7章 推進計画実現に向けた今後の進め方 | 39 |
| 第1節 今後さらに検討が必要な事項 | 39 |
| 第2節 推進体制 | 41 |
| 第3節 計画の見直しと更新 | 42 |
| 参考資料 | エラー! ブックマークが定義されていません。 |
| 厚真町津波防災地域づくり推進協議会設置要綱 | エラー! ブックマークが定義されていません。 |
| 厚真町津波防災地域づくり推進協議会委員名簿 | エラー! ブックマークが定義されていません。 |
| 検討経緯 | エラー! ブックマークが定義されていません。 |

第1章 推進計画の目的と位置づけ

本章では、推進計画の背景と目的、計画の位置づけ、推進計画区域について示します。

第1節 推進計画作成の背景と目的

(1) 推進計画策定の背景

本町は北海道の道央ベルト地帯の南端に位置し、道庁所在地である札幌、物流拠点である苫小牧港、北海道の空の玄関口である新千歳空港など、道央ベルトに位置する道内主要都市だけでなく道外からのアクセスにも恵まれる一方、ハスカップや水稲、小麦など農作物の作付が広く行われる美しい田園景観を留める町です。また、太平洋に面し、遠浅の広い砂浜を抱えた浜厚真海岸は、札幌圏を中心に多くのサーファーが訪れる北海道を代表するサーフスポットとして知られています。

サーフスポットのほか、沿岸部に近い野原公園にはサッカーの全国大会も開催されるサッカー場があり、イベント時には最大で1日あたり約1,800人近くの選手やスタッフや選手、その家族が訪れます。4月～10月にかけて、概ね毎週のように試合が開催されており、町内外を問わず多くの方が訪問する施設です。また、町にある苫小牧港東港区は、新潟、秋田や敦賀へ人・貨物を運搬するフェリーの発着場となっており、最大850人の乗船が可能なフェリーが運航しているほか、フェリーターミナル従業員も勤務しています。

厚真町の津波避難を考慮するうえで、これら町外からの来訪者の命を守ることも重要な課題です。

平成30年9月6日に発生した平成30年北海道胆振東部地震では、北海道で初めて厚真町で震度7を観測し、死者37人（震災関連死1人を含む）、軽傷者61人、住宅の全壊235棟、半壊337棟、一部損壊1,104棟の被害を出したほか、停電や断水による生活の支障や土砂災害による農作物の被害など、町民の暮らしに大きな打撃を与えました。

今後も日本海溝・千島海溝沿いで巨大地震が懸念されており、平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災と同等以上の被害が想定されています。この地震では、厚真町に津波による被害の発生も懸念されており、特に冬期に発生した場合には寒さや雪の影響も考慮した対策が必要です。

国は東日本大震災を受けて、地震、津波からの防災・減災、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりを推進するため「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」（以下、「津波防災地域づくり法」）を制定しました。この法律に基づき、本町では、ハード対策※₁とソフト対策※₂が一体となった対策に取り組み、津波防災地域づくりを総合的に推進し、将来にわたって安全・安心なまちを創り上げることを目的に「厚真町津波防災地域づくり推進計画（以下、「本計画」という。）」を策定しました。

※1 ハード対策：物理的な災害対策で施設や設備などによって災害対策の効果をj得る方法

※2 ソフト対策：情報や教育・訓練などの無形の要素によって災害対策の効果をj得る方法

(2) 推進計画の目的

本町には、北海道太平洋沿岸（羅臼町から福島町の沿岸および内陸市町村）の津波浸水想定（令和3年7月に北海道より公表）を踏まえ、津波防災地域づくりを推進することが求められています。そのため、本計画では、北海道特有の冬期の課題や各地域が持つ課題の解消、土地利用・警戒避難体制の整備などの方向性を示し、行政や住民、事業者が一体で実施すべき取組の具体化により、本町の津波防災地域づくりを着実に推進することを目的とします。

なお、本計画は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項に基づく「推進計画」との整合性を図りながら、津波避難に係る緊急に実施すべき対策をとりまとめる「津波避難対策緊急事業計画」等への適切な反映により、事業の推進に繋げていくものとなっています。

第2節 計画の位置づけ

津波防災地域づくり法第10条において、「市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、単独でまたは共同して、当該市町村の区域内について、推進計画を作成することができる。」とされています。

計画の策定にあたり、町の上位計画であり、将来あるべき姿と進むべき方向について基本的な指針を示す「第4次厚真町総合計画 改訂版」を基本とし、めざすべきまちの将来像や土地利用の方針を示す「厚真町都市計画マスタープラン」、防災対策等の取組を定めた「厚真町地域防災計画」との整合を図っています。

その他、北海道が定める「苫小牧圏都市計画 都市計画区域の整備、開発および保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」や、国・北海道所管の海岸保全施設や河川施設等の整備計画に記載されたハード対策の内容も本計画に反映しています。

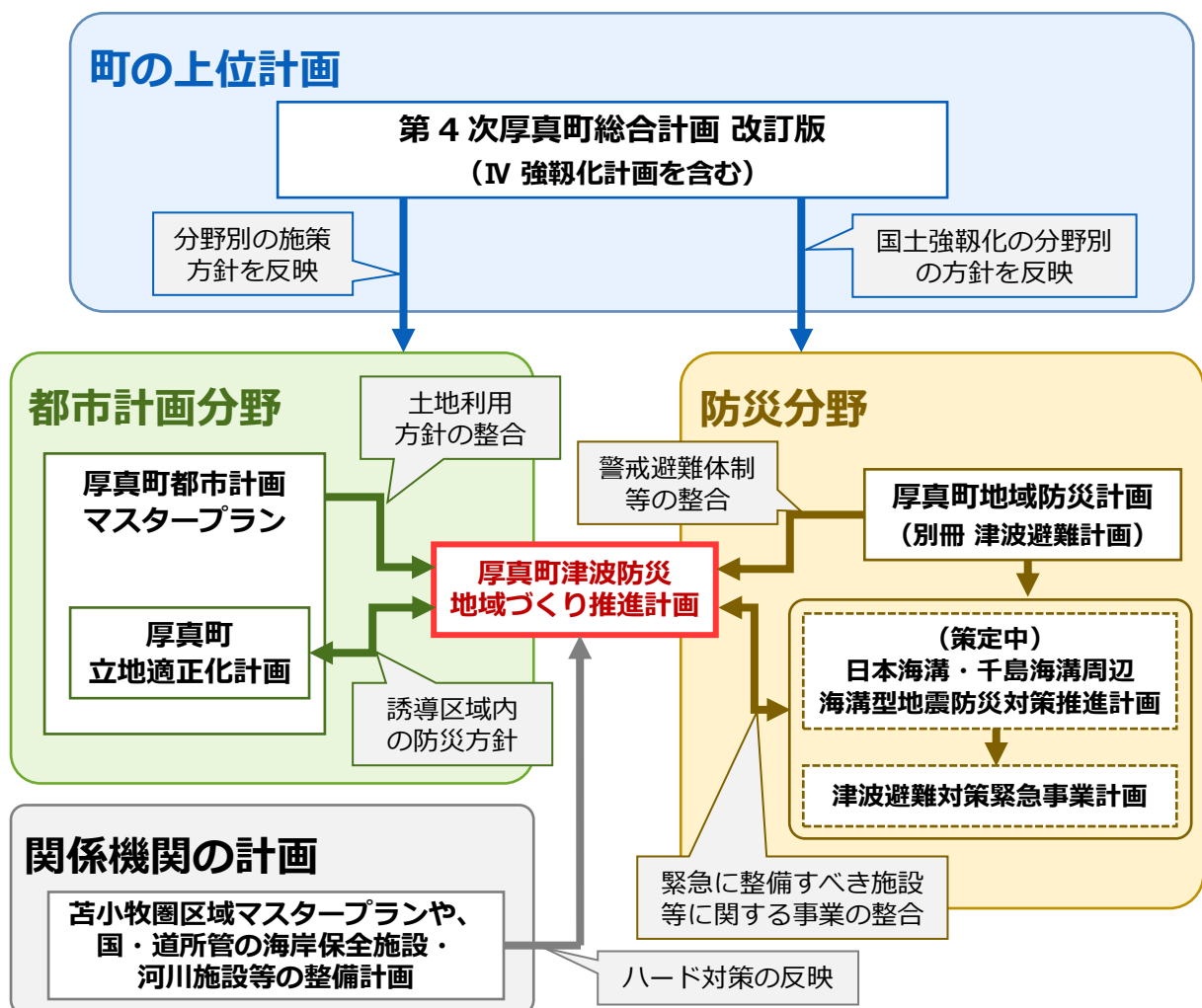


図 1.2-1 計画の位置づけ

第3節 推進計画区域

沿岸部の地震・津波被害を減らすためには、津波浸水想定区域に住んでいる人だけでなく、津波浸水想定区域外から訪問する人などに対しても、地震・津波被害の軽減のための取組の重要性を広く普及・啓発する必要があります。また、津波浸水想定区域外においても、津波避難場所における冬期に係る対策の充実、避難路の整備や緊急輸送道路を利用した被災場所への救助活動・物資輸送などの確保等の対策にも考慮する必要があります。

これらのことから「厚真町全域」を推進計画区域とします。



図 1.3-1 推進計画区域

(出典：厚真町都市計画マスタープラン（令和3年3月）厚真町をもとに作成)

第2章 町内の現況とこれまでの取組

第1節 厚真町の変遷

本町は、東経 141 度 53 分、北緯 42 度 43 分にあり、東西 17.3 km、南北 32.5 km で総面積 404.56 k m²です。

勇払原野の一角にあって、東はむかわ町に接し、南は太平洋に面し、南西の一隅は苫小牧市に接し、西北は安平町、北は由仁町、夕張市に接しています。やや長斜形をなして厚真川がその中央を貫流し、支流を集めて太平洋に注いでいます。

沿岸部については、降雨量によっては支流を含む厚真川の氾濫による洪水被害が懸念されるほか、千島海溝・日本海溝沿いの巨大地震による津波被害、揺れによる建物等の被害も懸念されます。

平成 30 年北海道胆振東部地震が発生し、大規模な土砂災害や多数の家屋倒壊等が発生、町全体の被害としては、37 人が犠牲となりました。

なお、南西部苫小牧市との境界には、火力発電所および石油備蓄タンク群が多数建設されており、これらの施設で災害や事故等が発生した場合にも対応が求められます。

表 2.1-1 平成 30 年北海道胆振東部地震の概要および建物・人的被害

(出典：平成 30 年胆振東部地震による被害状況等 (令和 5 年 8 月 1 日時点) 北海道)

| 発生日時 | 平成 30 年 9 月 6 日午前 3 時 7 分 | 平成 31 年 2 月 21 日午後 9 時 22 分 | |
|-------|--|---|----------------|
| 震源地 | 胆振地方中東部 (北緯 42.7 度, 東経 142.0 度, 深さ 37 km) | 胆振地方中東部 (北緯 42.8 度, 東経 142.0 度, 深さ 33 km) | |
| 地震の規模 | マグニチュード 6.7 | マグニチュード 5.8 | |
| 観測震度 | 震度 7 | 震度 6 弱 | |
| 建物被害 | 全壊 | 住 家：厚真町 235 棟／道内 491 棟 非住家：厚真町 688 棟／道内 1,217 棟 | — |
| | 半壊 | 住 家：厚真町 337 棟／道内 1,818 棟 非住家：厚真町 669 棟／道内 1,389 棟 | — |
| | 一部損壊 | 住 家：厚真町 1,104 棟／道内 47,115 棟 非住家：厚真町 816 棟／道内 4,081 棟 | — |
| 人的被害 | 死者 | 厚真町 37 人／道内 44 人 [※] | — |
| | 重傷 | 厚真町なし／道内 51 人 | — |
| | 中等傷 | 厚真町なし／道内 8 人 | — |
| | 軽傷 | 厚真町 61 人／道内 726 人 | 厚真町 1 人／道内 6 人 |

※ 災害関連死、厚真町1人、道内3人を含む

表 2.1-2 公共土木施設、ライフライン、農林業の被害状況（平成 30 年度）

（出典：厚真町・安平町・むかわ町平成 30 年北海道胆振東部地震記録誌（令和 3 年 3 月）
厚真町・安平町・むかわ町北海道胆振東部地震記録誌作成委員会）

| | | 主な被害状況 | 復旧状況 |
|------|--|--|--|
| 道路 | 国道 | 通行止めなし | |
| | 高規格道路 | 路面破損（規制期間 9 月 6 日～8 日） | 沼ノ端 IC～鷗川 IC、9 月 8 日までに復旧 |
| | 道道 | 土砂崩れ等 4 路線 （規制期間 9 月 6 日～11 月 8 日） 橋梁破損 2 路線 （規制期間 9 月 6 日～11 月 13 日） | 11 月 13 日までに通行止め解除 |
| | 町道 | 土砂崩れ等 25 路線 （規制期間 9 月 6 日～28 日） | 土砂崩れなどにより立ち入りが困難な地域の 5 路線を除き、9 月 28 日までに応急復旧を完了 |
| 鉄道 | JR 日高本線 （苫小牧～鷗川） | 軌道変移・橋梁ずれ （運行休止期間 9 月 6 日～11 月 18 日） | 11 月 18 日までに復旧工事完了。 11 月 19 日から徐行運転により運行再開 |
| 電気 | 全域で停電 | | 土砂崩れなどにより立ち入りが困難な地域を除き、9 月 8 日までに停電解消 |
| 水道 | 富里浄水場の損壊、水道管の破損による断水（計 1,941 戸） | | 新町浄水場 9 月 11 日から再稼働。12 日から水道管の漏水調査および復旧工事実施。土砂崩れなどで立ち入りが困難な地区を除き、10 月 9 日までに断水を解消。 |
| | 厚真地区 | 1,188 戸（9 月 6 日～10 月 9 日） | |
| | 上厚真地区 | 753 戸（9 月 6 日～9 月 24 日） | |
| | ※平成 31 年 2 月 21 日（震度 6 弱）による断水 厚真地区 | 111 戸（2 月 21 日～23 日） | |
| 地域情報 | 土砂崩れによる光通信ケーブル断線 あつまネットおよびテレビ共聴施設の不通 | | 土砂崩れなどにより立ち入りが困難な地域を除き、12 月 28 日までに復旧 |
| | あつまネット | 29 戸（9 月 6 日～12 月 28 日） | |
| | テレビ共聴施設 | 62 戸（9 月 6 日～12 月 28 日） | |
| 農業 | 土砂堆積、用水路等の破損が多数発生 水稻や畑作物、ハスカップなどの作物にも被害 | | 各種補助事業等を活用し復旧対応を実施。 |
| | 農地 | 94 箇所 154.7ha | |
| | 農業用施設 | 69 箇所 | |
| | 農業機械・施設 | 183 箇所 | |
| | 共同利用施設 | 8 箇所 | |
| | 国営勇払東部地区かんがい排水事業 | 厚真ダム 頭首工 1 箇所、揚水機 1 箇所、導水路 18.2 km | |
| 林業 | 大規模な山腹崩壊等により林地、林道の破損などが発生 | | 林道については国事業の実施。森林については適切な再生方法を検討。 |
| | 林道 | 3 路線 ※国の災害復旧事業該当箇所 | |
| | 森林 | 3,230ha | |

第2節 人口・産業

(1) 人口・世帯数の推移

① 人口

本町における総人口は出生数の低下や転出者の増加などにより減少傾向が続き、令和2年(2020年)国勢調査では4,432人となっています。また、年少人口(15歳未満)と生産年齢人口(15歳以上65歳未満)の割合が減少して、老年人口(65歳以上)の割合が36.5%となり高齢化は進展しています。

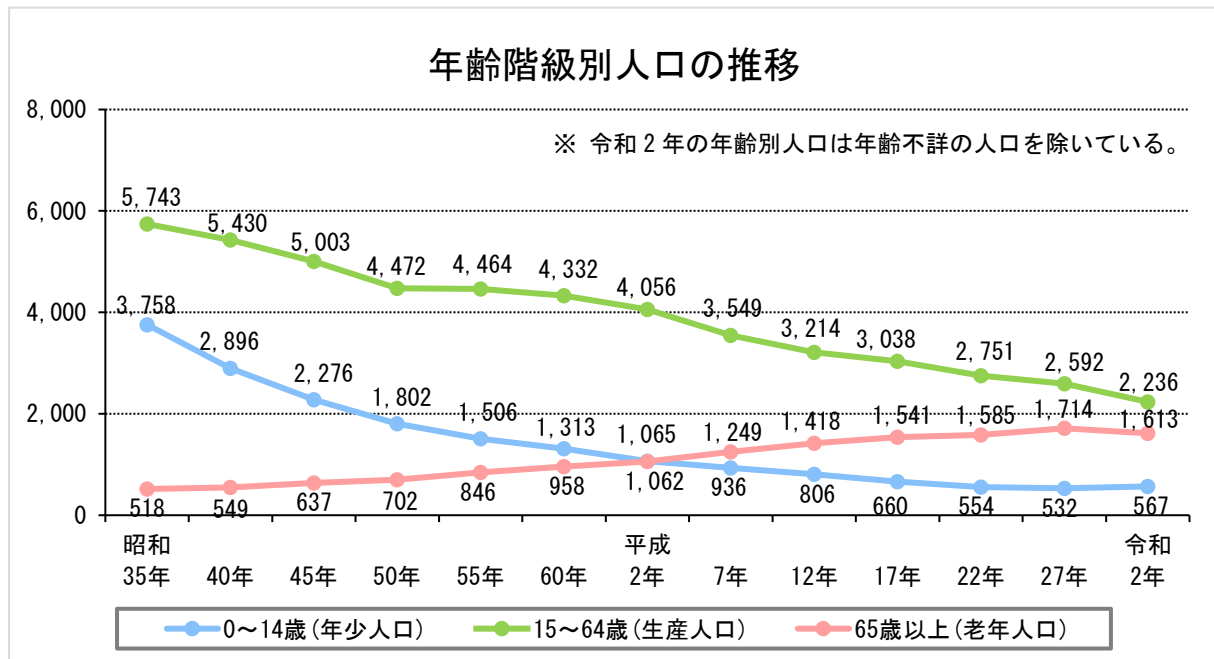


図 2.2-1 年齢階級別人口の推移 (出典：国勢調査(昭和35年ほか)をもとに作成)

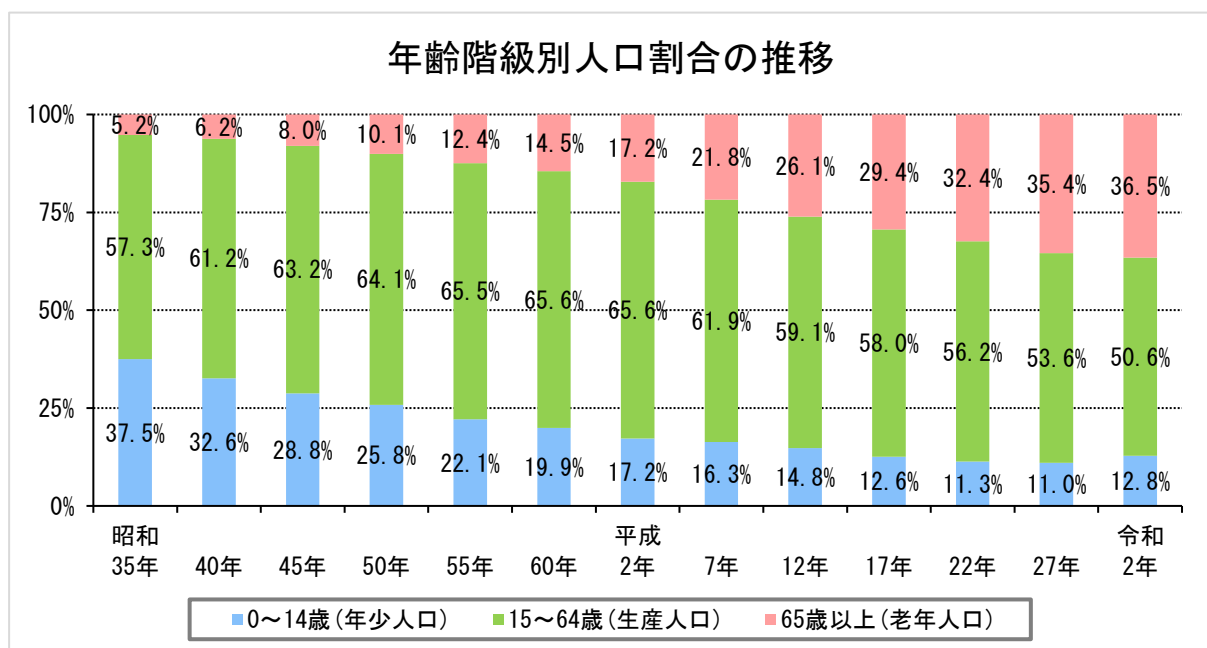


図 2.2-2 年齢階級別人口割合の推移 (出典：国勢調査(昭和35年ほか)をもとに作成)

② 世帯数

世帯数は、昭和 25 年（1950 年）から横ばいまたはやや増加傾向にあるものの、人口は昭和 35 年（1960 年）頃から 10,000 人を下回り、減少傾向が続いています。昭和 29 年（1954 年）～昭和 48 年（1973 年）までの高度経済成長期の急激な人口減少は収まり、その後世帯数としては増減を繰り返してきましたが、北海道胆振東部地震を契機に大きく減少しました。

世帯数と人口の差が小さくなっており、核家族化や単身世帯の増加が進んでいます。一方で、近年は子育て世代の転入が増えている特徴も見取れます。

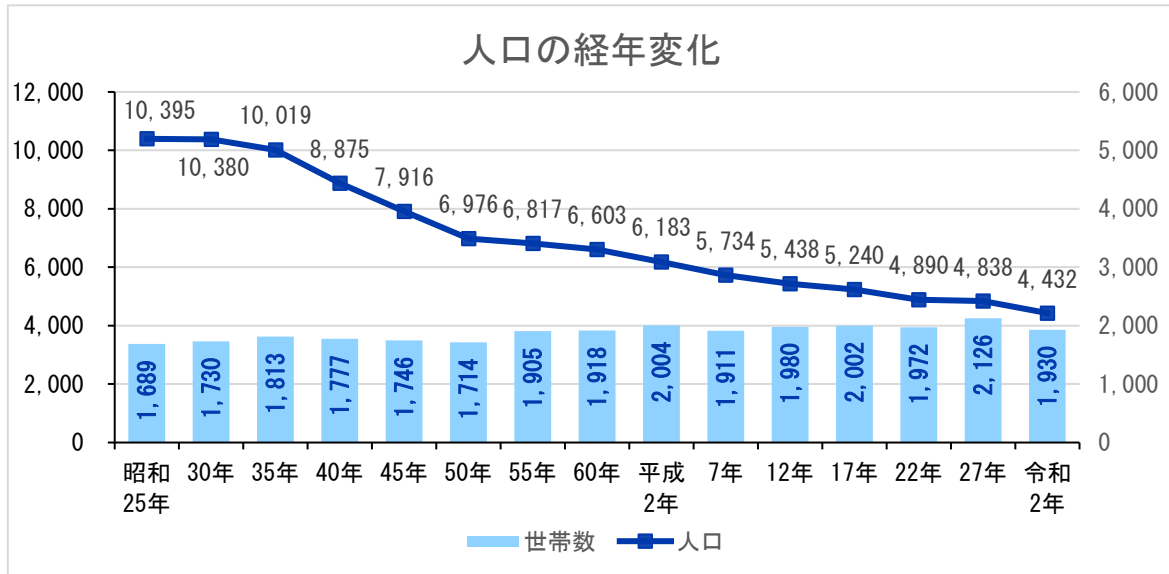


図 2.2-3 人口の経年変化（出典：国勢調査（昭和 25 年ほか）をもとに作成）

(2) 来訪者の人数

① サーフィン関係者

浜厚真海浜公園付近は、6～8 月 10 時台をピークにサーファーなどの滞在人口が多い地域です。令和 4 年 7 月 17 日には 10 時・11 時台に約 180 人を記録しており、夏の週末は午前中を中心に 100 人を超える滞在者がいる時間帯があります。また、夏以外の季節でも日中は数名の滞在者がいることが分かっています。

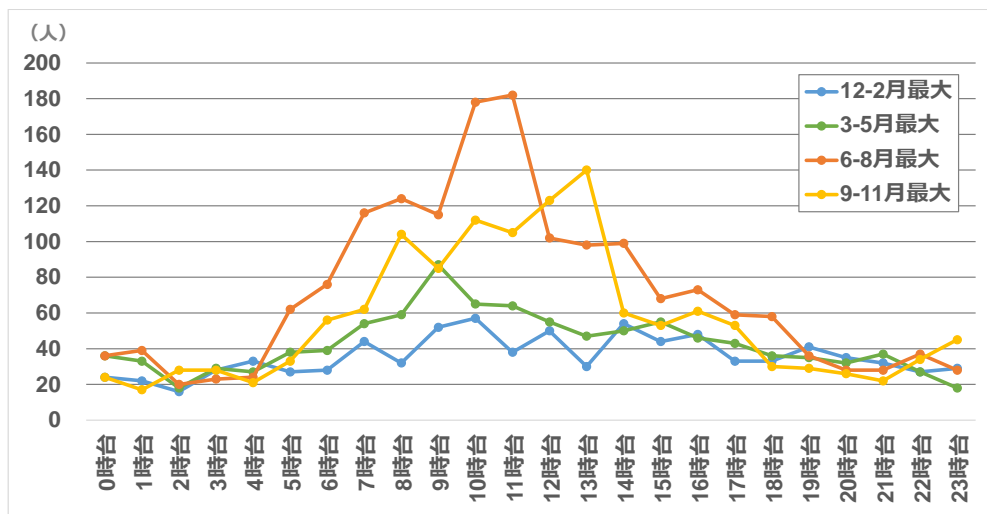


図 2.2-4 浜厚真海浜公園周辺の季節・時間帯別最大滞在人口（出典：携帯基地局データ）

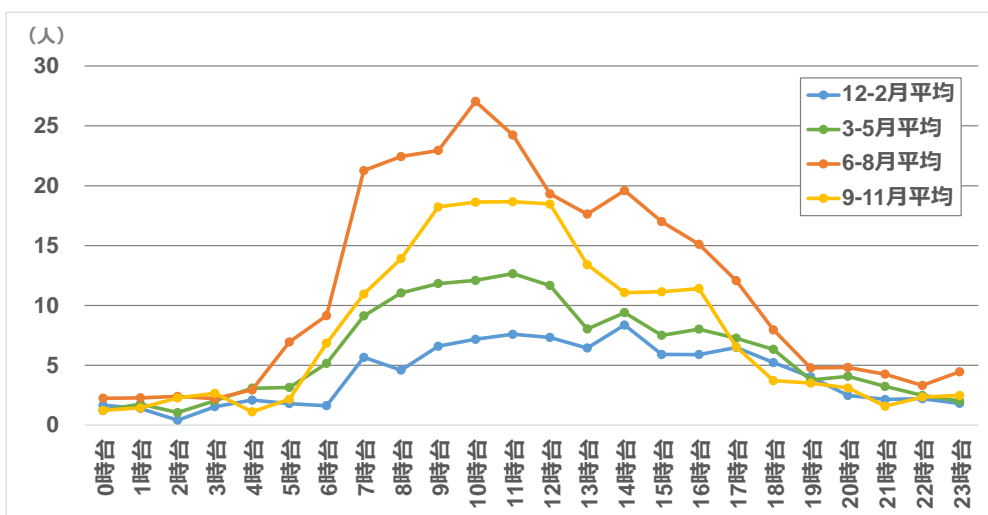


図 2.2-5 浜厚真海浜公園周辺の季節・時間帯別平均滞在人口（出典：携帯基地局データ）

② フェリー利用者

苫小牧港東港区では、現在、以下のスケジュールでフェリーが発着しており、その都度最大でフェリー1隻あたり850人の利用者が乗降を行うこととなります。

表 2.2-1 フェリーの運航スケジュール（出典：新日本海フェリーホームページ（令和5年10月現在））

| 航路 | 運航日 | 苫小牧東港の発着時間 |
|---------------------|----------|------------|
| 敦賀発～苫小牧東港着（直行便） | 毎日 | 20:30 着 |
| 苫小牧東港発～敦賀着（直行便） | 毎日 | 23:30 発 |
| 敦賀発～苫小牧東港着（新潟～秋田経由） | 月曜 | 16:45 着 |
| 苫小牧東港発～敦賀着（秋田～新潟経由） | 土曜 | 19:30 発 |
| 新潟発～苫小牧東港着（秋田経由） | 月曜・水曜・金曜 | 16:45 着 |
| 苫小牧東港発～新潟着（秋田経由） | 火曜・木曜・土曜 | 19:30 発 |
| 秋田発～苫小牧東港着 | 火曜・木曜・土曜 | 16:45 着 |

③ サッカー場利用者

浜厚真野原公園サッカー場は、4月～11月にかけて毎週、道内の高校や少年サッカークラブなどの練習試合や、道内外を含むリーグ戦、ユース大会などに利用されており、近年は利用日数が増加傾向にあります。

令和4年度の実績を見ると、延84日間で328チーム、選手17,569人、観戦者約620人の利用がありました。中でも7月に開催されたU16のユース大会では、4日間でスタッフ・選手合計3,952人の利用があったほか、8月のU18ユース大会では、2日間でスタッフ・選手合計3,636人の利用があり、1日あたり1,800人近い来訪者が訪れていることが分かりました。

表 2.2-2 野原公園サッカー場の利用者数（出典：2022年度浜厚真野原公園サッカー場利用状況）

| 種別 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|--------|--------|-------|-------|-------|--------|
| 延日数 | 25 | 16 | 35 | 53 | 84 |
| 延チーム数 | 204 | 221 | 193 | 321 | 328 |
| 延利用者数 | 4,095 | 3,940 | 5,615 | 8,015 | 17,569 |
| 延観戦者概数 | 20,100 | 9,000 | 80 | 250 | 620 |

(3) 産業

産業別就業者数人口の構成を見ると、近隣の市町に比べて第1次産業従事者の割合が非常に高いことが本町の特徴として挙げられます（図 2.2-4）。津波浸水想定区域内においても第1次産業は行われており、第1次産業従事者の着実な避難とともに、事業の継続が課題となります。一方で、第1次産業の従事者は減少傾向にあり、令和2年（2020年）には就業者の約1/3となっているという事実もあります。

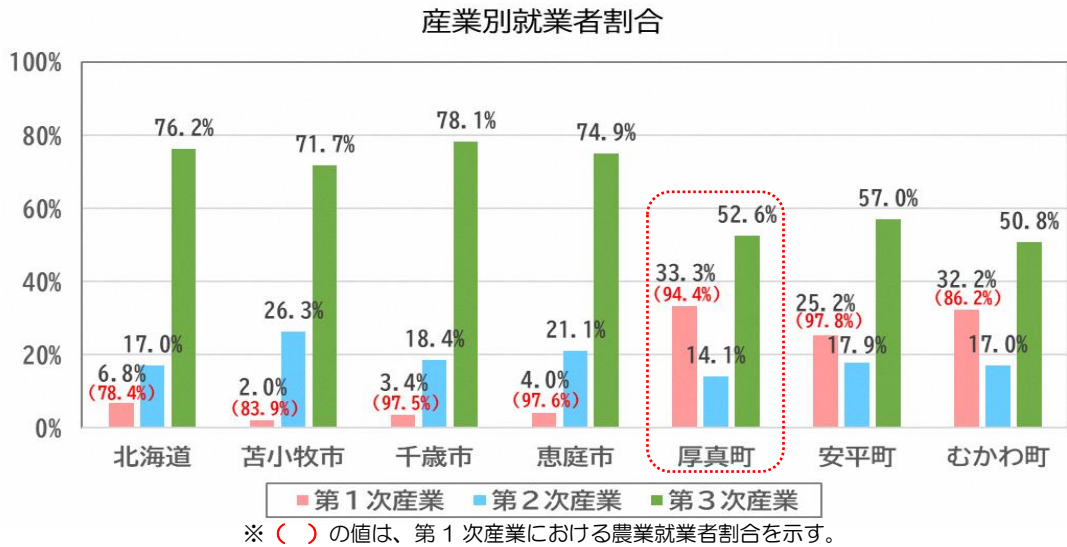


図 2.2-6 産業別就業者割合（出典：国勢調査（令和2年）をもとに作成）

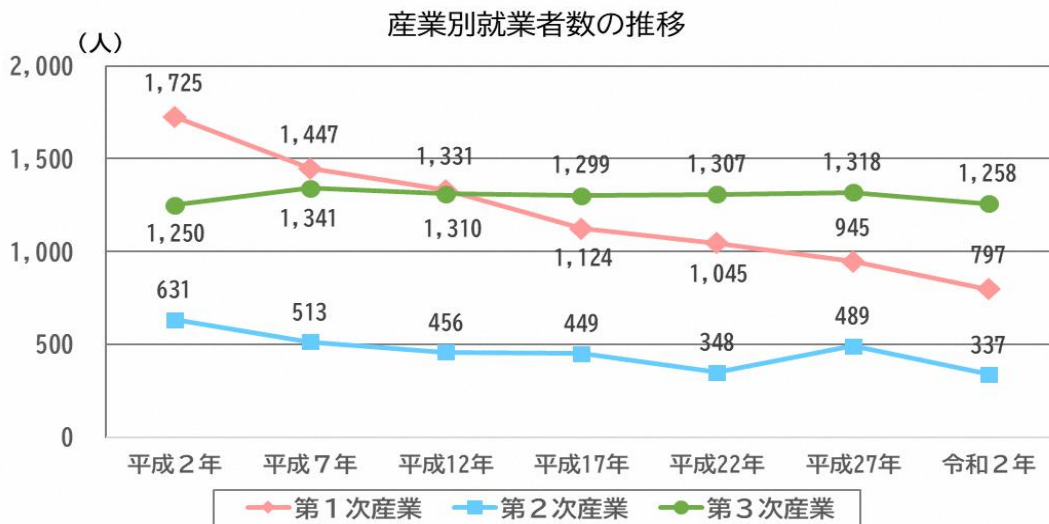


図 2.2-7 産業別就業者数の推移（出典：国勢調査（平成2年ほか）をもとに作成）

第3節 土地利用・交通

(1) 土地利用

① 津波による浸水が想定される厚南地区

本町は、町域の南部が都市計画区域内となっており、津波浸水想定区域を含む厚南地区は、工業系用途地域や農村集落・農用地が多くを占めています。

沿岸部には住宅も点在しているほか、フェリーターミナルのある苫小牧港東港区や、サーファーが多く訪れる浜厚真海浜公園など、町民以外の利用も見込まれる商業施設や観光施設が存在しています。厚真町に都市住民を迎え入れる機能を有する国道や厚真 IC、JR 浜厚真駅といった広域的な交通施設が集中していることも特徴です。

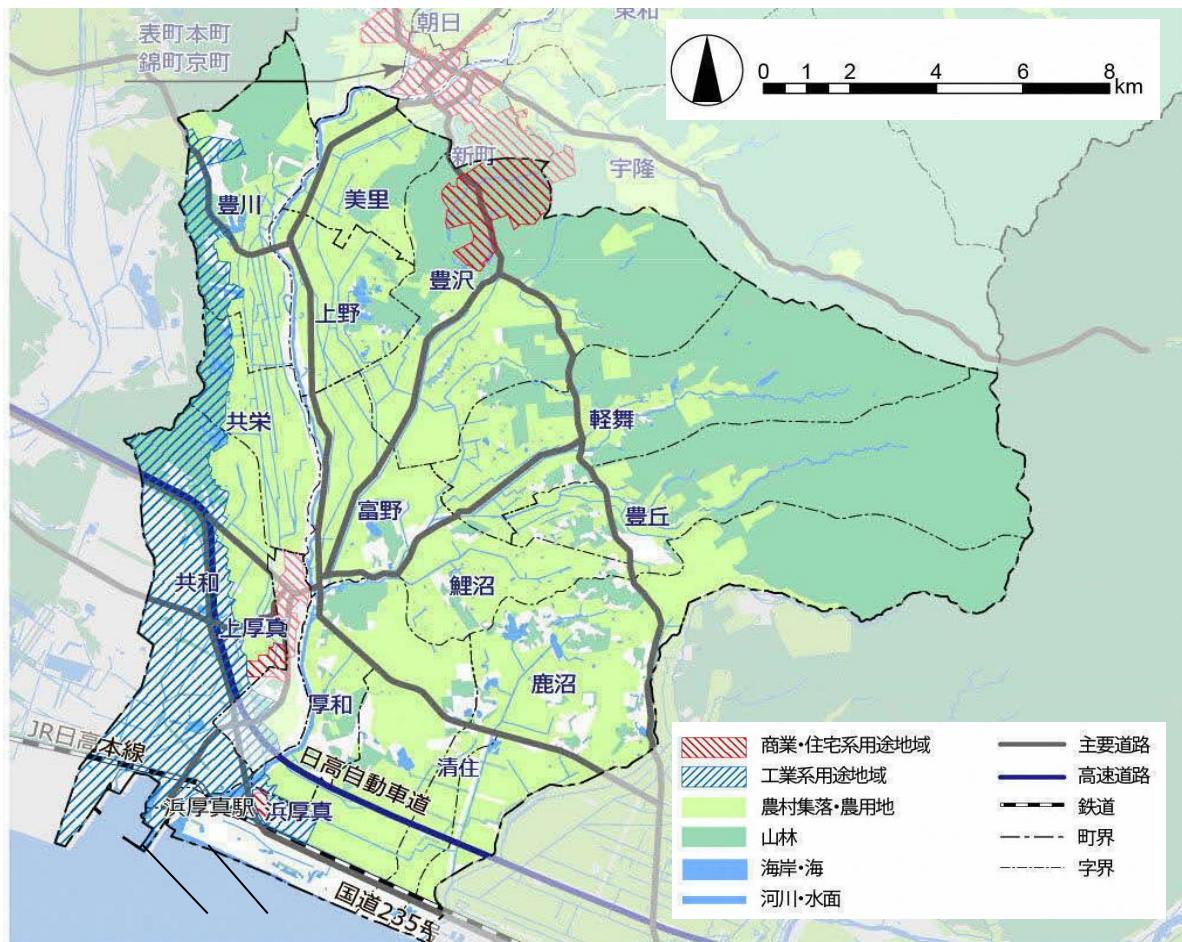


図 2.3-1 厚南地区の土地利用（図は一部の厚真地区も収録）

（出典：厚真町第4次厚真町総合計画改訂版（令和3年6月）厚真町）

② 津波浸水想定区域外の厚真地区および北部地区

土地区画整理事業で整備されている表町地区や上厚真地区、ルーラルビレッジやフォーラムビレッジなどにおいては、良好な居住環境が形成されている一方で、一部の市街化区域では、事務所や工場などの施設と住宅施設が混在している地区が見受けられるほか、商業地内の空き地等の点在や、市街化を促進すべき地域内の大規模農地など、津波浸水想定区域内からの移転を考えるうえで、市街地内における土地の有効活用が図られていない状況にあることは課題です。

一方、厚真町の市街化調整区域は、北部は森林、中部から南部にかけては水田を中心とした農地が広がり、良好な自然環境を創出しています。

これまでは場※整備が継続して行われ、厚真町らしい田園部の環境が守られています。年々第一次産業人口は減少しており、空き地等が増える要因になっています。

都市計画区域の北部に広がる山間地や丘陵地域は、胆振東部地震においても大規模な山腹崩壊が発生した地域ですが、林道の復旧や森林の再生と林業の復興が図られているほか、厚幌ダム・厚真ダム周辺のエリアは、ダムを中心とした自然環境などを活用した交流拠点のひとつとして位置づけられています。

※ ほ場：農作物を栽培するための場所（水田・畑）

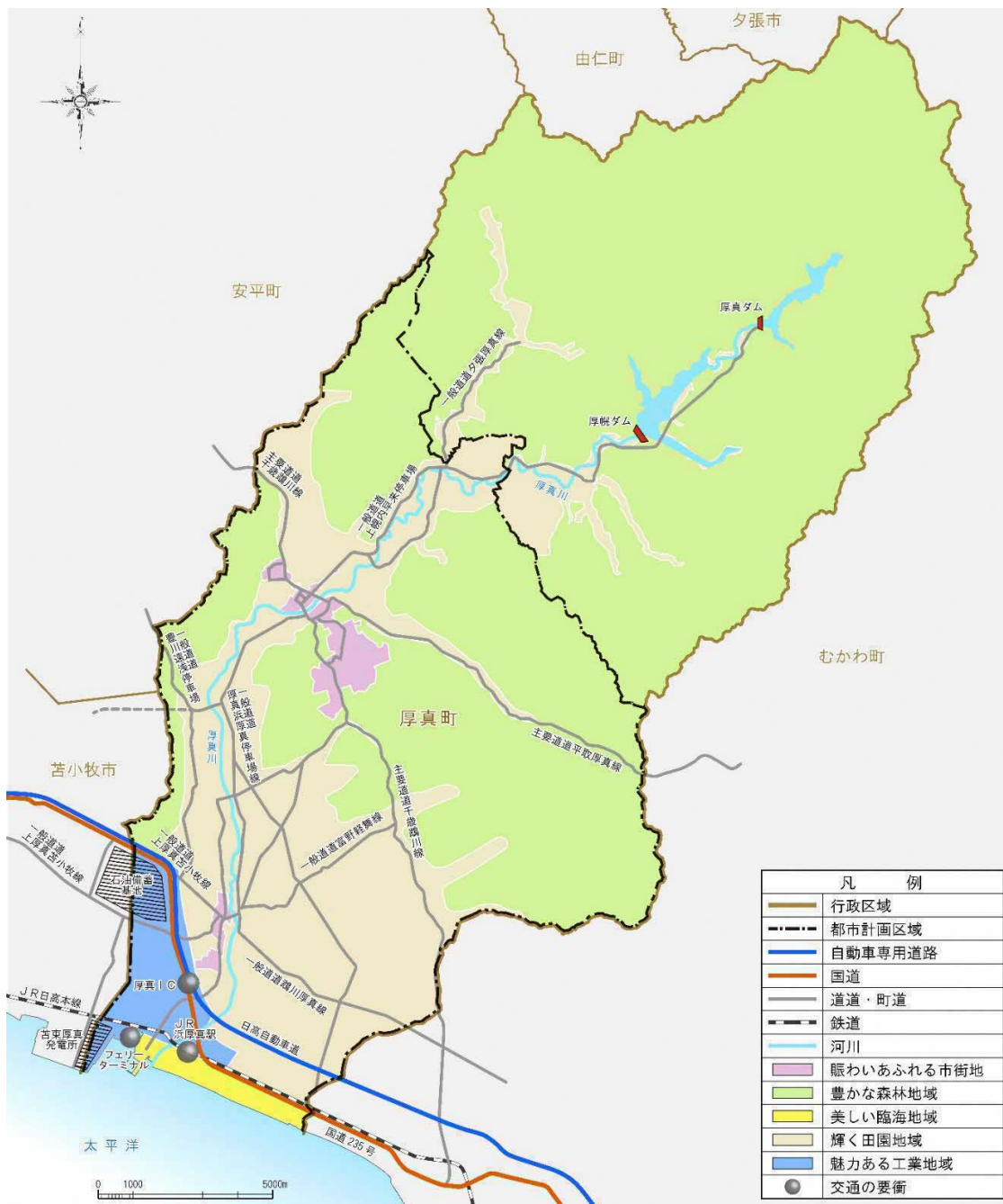


図 2.3-2 厚真市街地、上厚真市街地および北部地区の土地利用（図は一部の厚南地域も収録）

（出典：厚真町第4次厚真町総合計画改訂版（令和3年6月）厚真町）

(2) 交通

沿岸部には JR 日高本線が東西に通っており、町内には野原公園サッカー場や浜厚真海浜公園などに近い浜厚真駅、町外との交通の要衝となる苫小牧港東港区のフェリーターミナルが存在しています。

自動車道については、一部に津波避難に係る一時避難場所が設定されている日高自動車道が東西を貫き、町内には厚真 IC からアクセスすることが可能となっています。また、主要な道路のうち最も沿岸部を通る国道 235 号のほか、一般道道上厚真苫小牧線や主要道道千歳鶴川線、主要道道平取厚真線など、東西の周辺市町をつなぐ道路が重要なインフラとなっています。日高自動車道および国道 235 号、主要道道千歳鶴川線は、緊急輸送道路※に指定された重要な路線です。

津波避難の観点からは、津波浸水想定区域外に逃げる南北の道路も重要となりますが、主要な道路としては一般道道上厚真浜厚真停車場線など限定的です。

※ 緊急輸送道路とは、阪神淡路大震災での教訓を踏まえ、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に行うため、高速自動車国道、一般国道およびこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と防災拠点を相互に連絡する道路です。北海道では、平成 8 年度に北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、その後適宜更新が行われています。

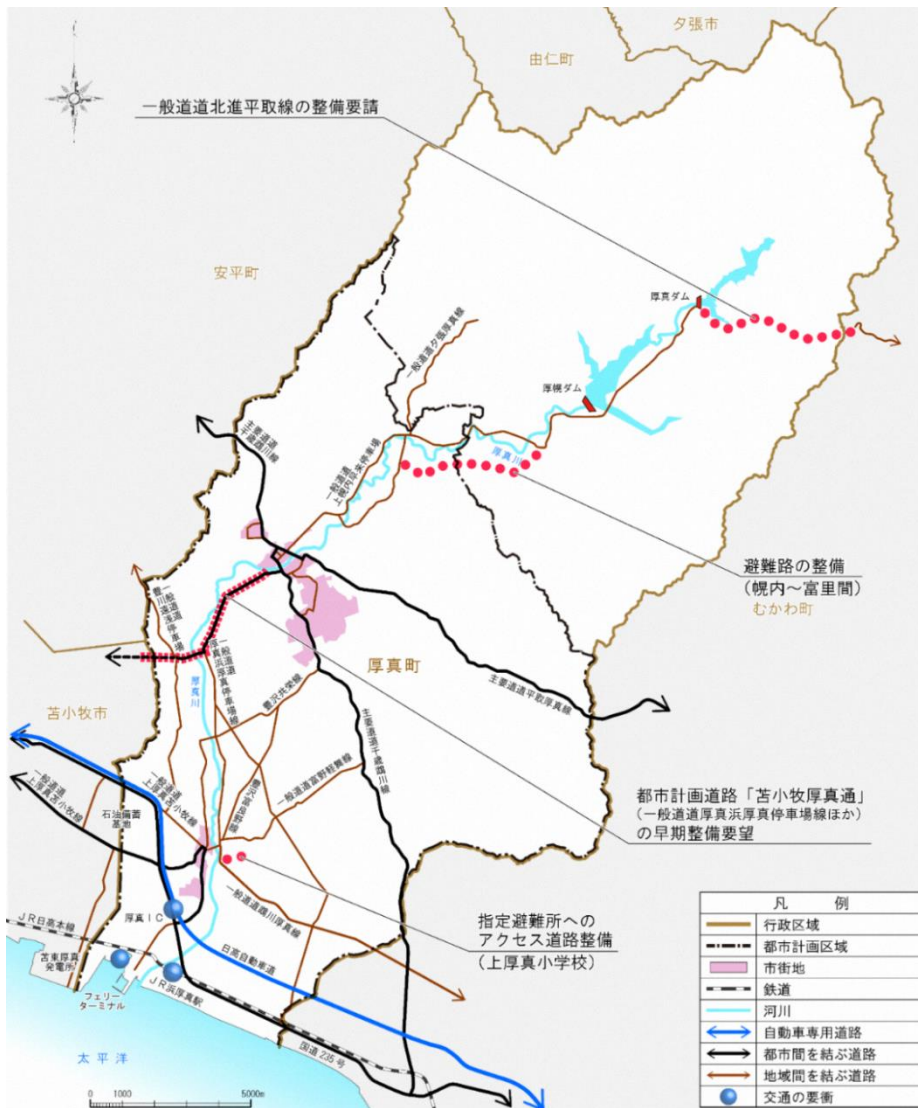


図 2.3-2 厚南地域の交通網

(出典：厚真町第 4 次厚真町総合計画改訂版 (令和 3 年 6 月) 厚真町)

第4節 町がこれまで実施してきた地震・津波防災施策

本町では、早期の津波避難開始や、防災意識の向上等に向けて、以下のような地震・津波対策を実施してきました。

(1) ソフト対策

本町では、津波避難計画やハザードマップの適宜更新のほか、防災訓練については、毎年実施してきました。今後、新たな津波避難施設の建設を推進するなかで、継続して、実践的な津波避難訓練の実施が必要となります。

| No. | 項目 | 実施時期 | 事業概要 |
|-----|----------------|----------------|---|
| 1 | 厚真町津波避難計画 | H25.12 R4.2 | ・厚真町津波避難計画を策定（平成25年12月10日） ・厚真町津波避難計画を改訂（令和4年2月27日） |
| 2 | ハザードマップの作成 | H25.1 R4.4 | ・平成24年6月北海道太平洋沿岸に係る津波浸水予測図に基づき、平成25年1月、厚真町津波ハザードマップ（初版）作成・配布 ・令和3年7月の北海道による太平洋沿岸の津波浸水想定公表、令和4年1月の津波災害警戒区域指定に基づき、令和4年4月、厚真町津波ハザードマップ（L2）刷新・配布 |
| 3 | 住民への津波に関する説明会等 | H25.1 | ・上記ハザードマップ初版作成、刷新時に、住民説明会を開催 |
| 4 | 津波に係る防災訓練 | H23～ | （後述のとおり実施 ^{※1} ） |
| 5 | その他 | — | ・自主防災への取組み（自主防災組織の設立・避難計画等の作成支援）※設立、作成依頼など支援継続中 |

※1 津波に係る防災訓練実施状況

| 年度 | 開催日 | 訓練テーマ | 訓練内容 | 参加者 |
|-----|-----------------------------|--------|-------------------------------|--------|
| H23 | 23.12.6 | 総合訓練 | ・災害対策本部図上訓練 ・避難訓練、避難所運営訓練等 | 町職員・町民 |
| H24 | 25.2.27 25.2.28 | 防災図上訓練 | ・災害対策本部図上訓練 | 町職員 |
| H25 | 25.10.31 | 避難救出訓練 | ・津波避難訓練（高規格道路緊急退避場避難） | 町職員・町民 |
| H26 | 26.8.8 | 避難救出訓練 | ・避難所の開設訓練等 | 町職員 |
| H27 | 28.1 | 避難救出訓練 | ・避難所の開設訓練等 | 町職員・町民 |
| H28 | 28.11.30 | 避難救出訓練 | ・自治会避難訓練、炊き出し訓練等 | 町職員・町民 |
| H29 | 29.11.5 | 避難救出訓練 | ・津波避難訓練（内閣府主催・町共催） | 町職員・町民 |
| R3 | 3.11.27 | 防災図上訓練 | ・災害対策本部図上訓練 | 町職員 |
| R4 | 4.7.23(図上訓練) 4.8.7(実動訓練) | 総合防災訓練 | ・災害対策本部図上訓練 ・住民避難訓練等 | 町職員・町民 |
| R5 | 5.7.30 | 防災図上訓練 | ・災害対策本部図上訓練 | 町職員 |

(2) ハード対策

これまで高規格道路の津波指定緊急避難場所の設置やハザードマップ看板の設置など、住民や来訪者に対する津波避難の必要性の周知や、避難場所の確保に係る対策を進めてきました。

今後は、依然として残る津波避難困難区域の解消のための避難場所等の確保や、住民や来訪者が着実に津波浸水想定区域外まで避難するための避難路の整備や避難先の確保が求められます。

| No. | 項目 | 実施時期 | 事業概要 |
|-----|---------------------|-----------------|---|
| 1 | 高規格道路の津波指定緊急避難場所の設置 | H25. 3 R4. 3 | <ul style="list-style-type: none">平成 25 年 3 月 22 日、国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部と「津波緊急避難における日高自動車道の区域の一時使用に関する協定書」を締結し、「高規格道路 22KP 巡回場」として指定緊急避難場所に指定上記、避難場所に加え、「高規格道路 24KP 避難場所」を追加して、令和 4 年 3 月 28 日、協定書を修正・再締結して、「高規格道路 22KP 避難場所」および「高規格道路 24KP 避難場所」の 2 カ所を指定緊急避難場所に指定 |
| 2 | 津波ハザードマップ看板の設置 | R4. 4 | 厚真ライオンズクラブより寄贈 |
| 3 | 海拔標示看板の設置 | | 平成 24 年～平成 25 年に設置 |
| 4 | 避難所看板立て替え | R4. 10 | 災害種別避難誘導標識システム(JIS Z9098) 避難路を照らす街灯の設置 |

第3章 津波防災地域づくりの課題

第1節 津波の浸水深と想定される被害

(1) 津波の浸水深と津波被害の関係

津波の浸水深と被害の関係は、国土交通省による「東日本大震災の被害状況調査結果」（平成 23 年 8 月）や南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（中央防災会議）が公表した「南海トラフ巨大地震建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要」（平成 24 年 8 月）をもとに図 3.1-1 のように整理できます。

浸水深が 0.3m を超えると津波からの避難行動が困難になり、1m 以上になると津波に巻き込まれて助からない可能性があります。また、浸水深が 2m を超えると木造家屋が再使用できなくなる可能性が高くなります。

このことを踏まえ、津波浸水想定区域では、想定浸水深にかかわらず迅速な避難が必要であること、浸水深 2m 以上の地域では建物被害が発生することを認識しておく必要があります。

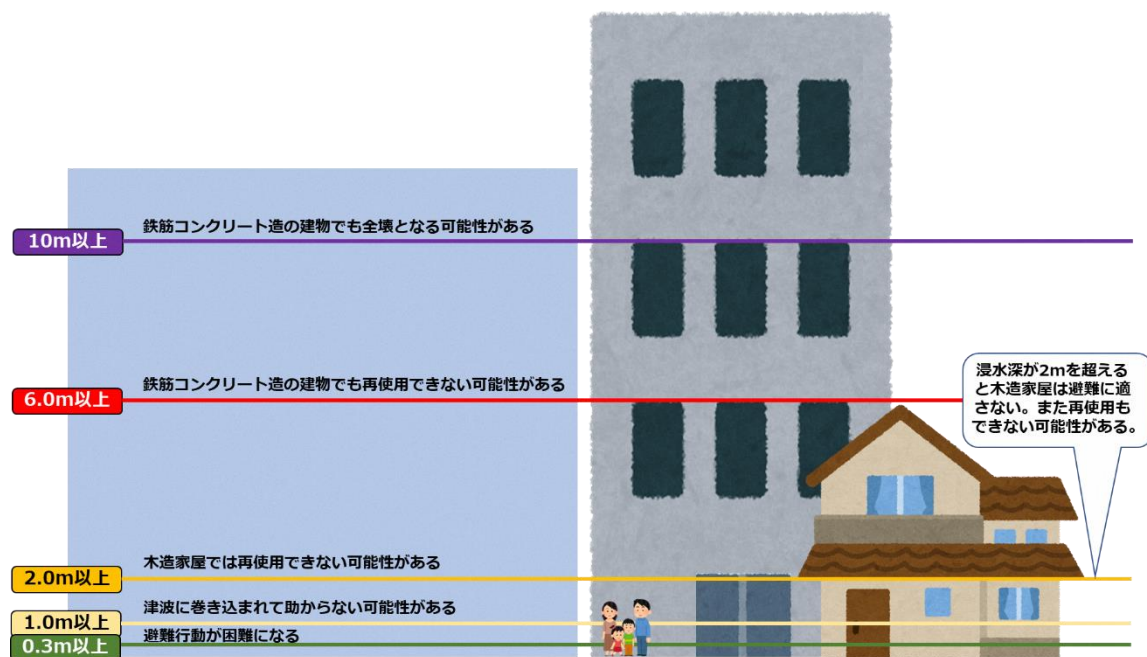


図3.1-1 津波の浸水深と津波被害の関係

（出典：南海トラフ巨大地震建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要（平成 24 年 8 月）南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（中央防災会議）をもとに作成）

(2) L1とL2津波

平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災による甚大な津波被害を受け、内閣府中央防災会議専門調査会では、「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」（平成23年9月）において、新たな津波対策の考え方を示しています。

その中では、以下の2つのレベルの津波を想定し、津波対策を構築していく必要があるとされています。

1つは、数十年から百数十年に1回という比較的頻度の高い津波である「L1津波」であり、防潮堤等の海岸保全施設の整備を中心にハード対策を行っていくこととなっています。もう1つは、発生頻度が極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波である「L2津波」であり、ハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減するとともに、住民の避難を中心としたソフト対策を講じていくこととなっています（表3.1-1）。

本計画においては、厚真町に最大クラスの津波（L2津波）をもたらすと想定されている地震を対象として、津波対策を講じていきます。

表3.1-1 想定すべき津波レベルと対策に係る基本的な考え方

| | L1津波 | L2津波 |
|-----------|--|--|
| 発生頻度 | 数十年～百数十年に1回 | 数百年～数千年に1回 |
| 達成すべき防護目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・人命の保護 ・財産（堤内地）の保護 ・経済活動（堤内地）の継続 ・発災直後に必要な港湾機能の継続 | <ul style="list-style-type: none"> ・人命の保護 ・経済的損失の軽減 ・大規模な二次災害の防止 ・早期復旧 |
| 基本的な考え方 | 防災（ハード対策） | 減災（ハード対策＋ソフト対策） |
| 対策例 | <ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤等の海岸保全施設の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップの整備 ・避難訓練の実施 |

(3) 地震・津波による被害想定

本計画では、令和 3 年 7 月に北海道が公表した津波浸水想定（太平洋沿岸（羅臼町～福島町））の結果と、令和 4 年 7 月および令和 4 年 12 月に北海道が公表した「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について」における被害状況に基づいています。

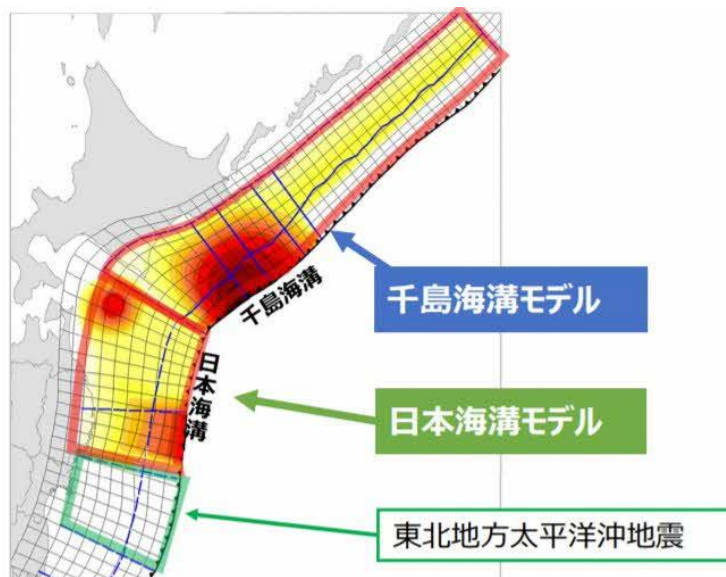


図3.1-2 想定する地震動

(出典：日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について（令和 4 年 7 月）北海道)

本町では、最大震度 6 弱の地震が想定されており、想定される津波の浸水範囲は、「津波浸水想定区域図」（北海道、令和 3 年 7 月）に示される範囲を対象としています。

「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定（市町村別）」（北海道、令和 4 年 7 月公表）においては、地震・津波災害による建物被害・人的被害、避難者数が想定されています。厚真町では、地域特有である冬期では、最大で約 20 人の死者数、約 180 棟の津波による全壊、340 人の避難者（発災直後）が発生すると想定されています。また、冬期特有の低体温症要対処者数も 10 人ほどが想定されています。

国が示した日本海溝モデルと千島海溝モデルを比較した場合、地震の揺れによる震度や液状化の影響は千島海溝モデルの方が町への影響は大きいですが、津波の影響や、建物・人口などの被害については町への影響が大きい日本海溝モデルでの想定で検討しています。

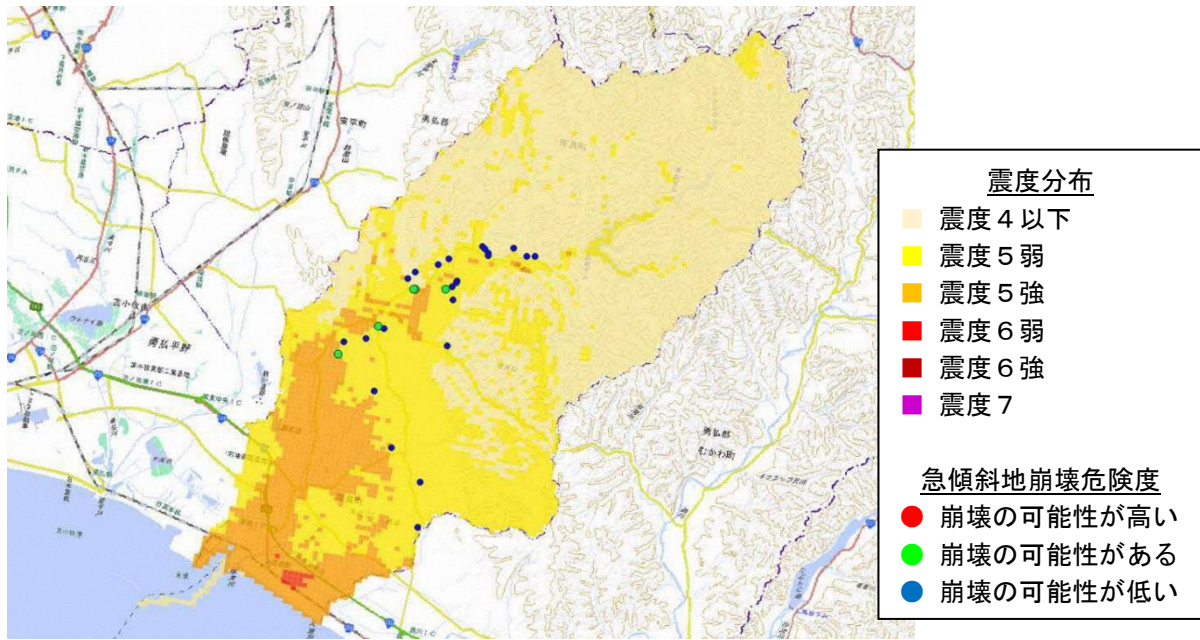


図3.1-3 想定震度分布（千島海溝モデル）

（出典：日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定（令和4年7月）北海道）

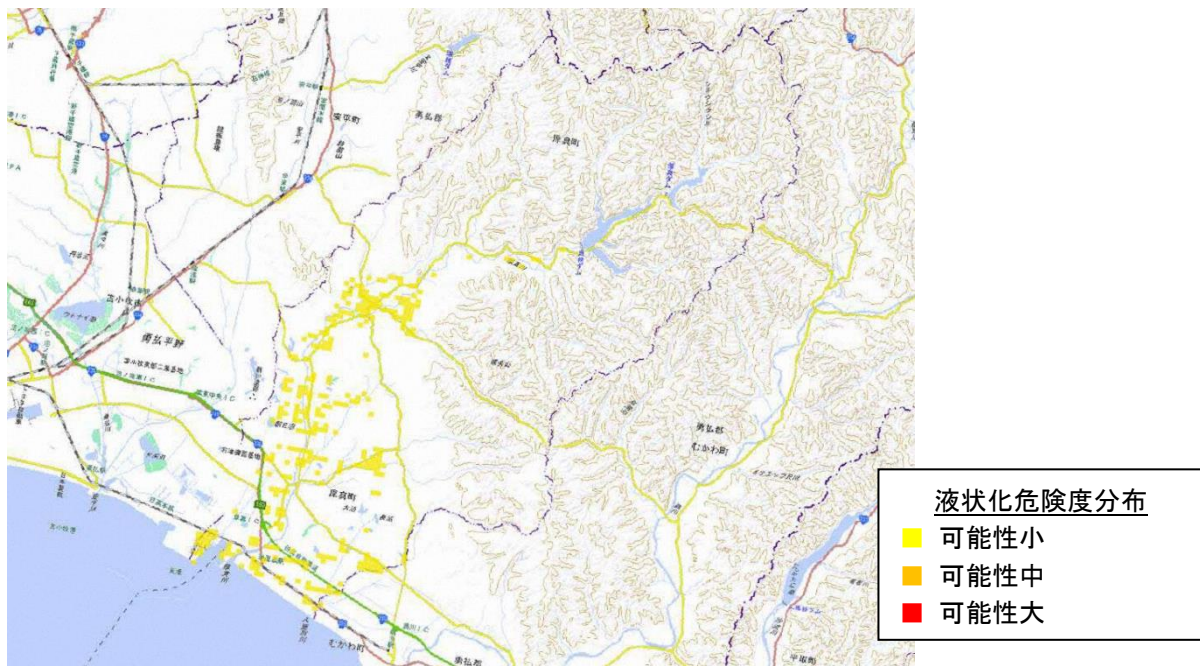


図3.1-4 液状化危険度分布（千島海溝モデル）

（出典：日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定（令和4年7月）北海道）

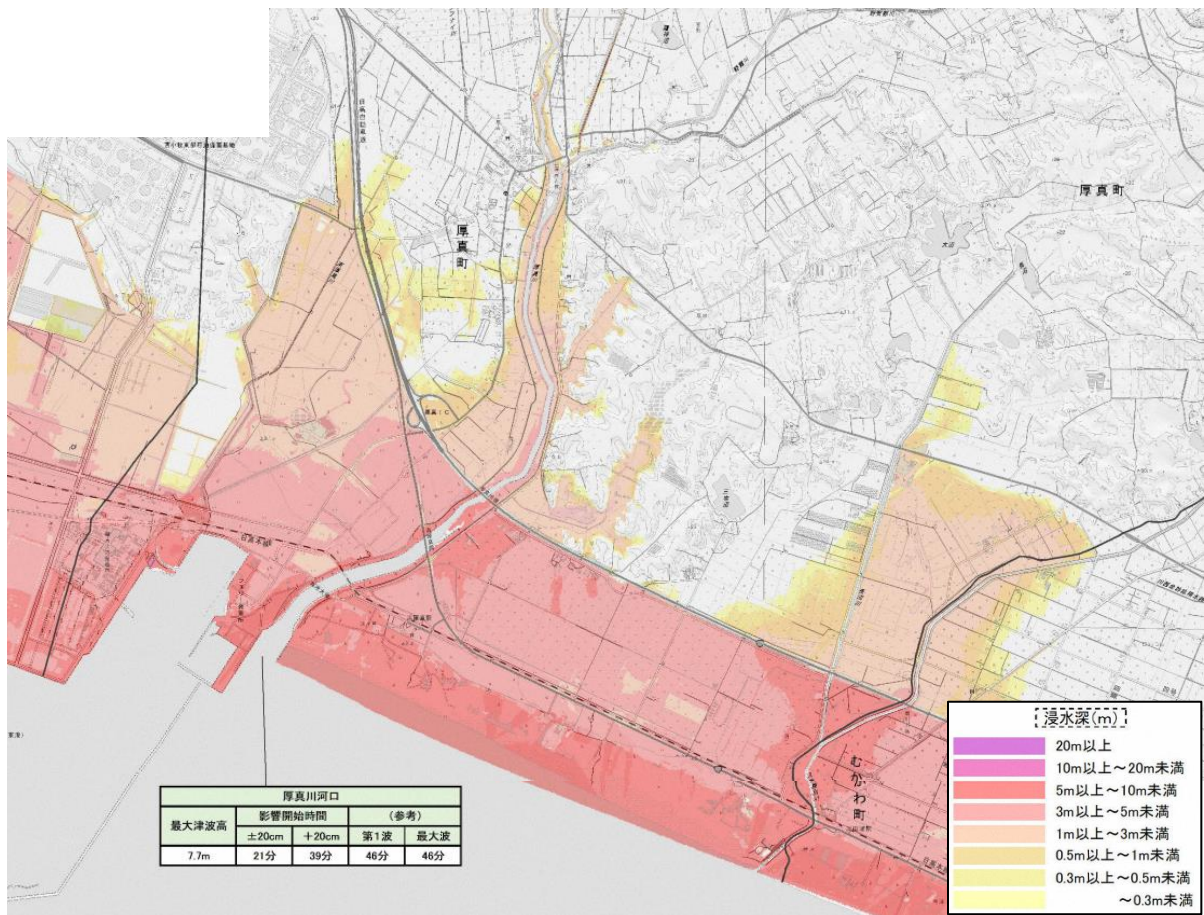


図3.1-5 津波浸水想定区域

(出典：津波浸水想定区域図(令和3年7月)北海道)

【被害想定】

○被害想定の時節・時間帯

| 時期・時間帯 | 条件等 |
|--------|--|
| 夏・昼 | 木造建物内の滞留人口が1日の中で少ない時間帯であるため、建物倒壊等による人的被害が少なくなると想定されるほか、積雪・凍結等の心配がなく、明るい時間帯であるため、迅速な避難が可能となる時期・時間帯 ただし、沿岸部には多くのサーフィン等の利用者がいる時期・時間帯 |
| 冬・夕 | 火気使用が最も多い時間帯であるため、地震に伴う出火・延焼による被害が想定されるほか、積雪・凍結により避難速度が低下するため、津波による被害も多くなる時期・時間帯 |
| 冬・深夜 | 多くの方が自宅で就寝中の時間帯であるため、避難準備に時間を要すほか、夜間の暗闇や積雪・凍結により避難速度が低下するため、避難が遅れ、津波による被害が多くなる時間・時間帯 |

○避難行動の違い

| 避難行動 | 避難する | | | | 切迫避難・避難しない |
|---|-------|-------|-------|-------|------------|
| | 直ちに避難 | | 用事後避難 | | |
| 【早期避難率高+呼びかけ】 早期避難者比率が高く、さらに津波情報の伝達や避難の呼びかけが効率的に行われた場合 | 70% | | 30% | | 0% |
| 【早期避難率低】 早期避難者比率が低い場合 | 20% | | 50% | | 30% |
| 避難開始時間 (昼) | 夏 5分 | 冬 7分 | 夏 15分 | 冬 17分 | 津波到着後 |
| " (夜) | 夏 10分 | 冬 12分 | 夏 20分 | 冬 22分 | |

※ 用事後避難とは、揺れが収まってもすぐに避難せず、何らかの行動を終えて避難すること、切迫避難とは、揺れが収まってもすぐに避難せず、何らかの行動をしているうちに津波が迫ってきて避難することを指します。

※ 早期避難率が高いとは、直ちに避難する人の割合が高いこと、早期避難率が低いとは用事後避難や切迫避難、避難しない人の割合が高いことを指します。

○厚真町の被害想定【建物被害・人的被害】

| 被害項目 | | 夏・昼 | 冬・夕 | 冬・深夜 | |
|-----------|--------|-----------------|------|------|-----|
| 建物被害 | 揺れ | — | — | — | |
| | 液状化 | 30棟 | 30棟 | 30棟 | |
| | 津波 | 180棟 | 180棟 | 180棟 | |
| | 急傾斜地崩壊 | — | — | — | |
| | 地震火災 | — | — | — | |
| | 合計 | 210棟 | 210棟 | 210棟 | |
| 人的被害 | 死者数 | 建物倒壊 | — | — | — |
| | | 津波（早期避難率高+呼びかけ） | 20人 | 10人 | 10人 |
| | | 津波（早期避難率低） | 30人 | 20人 | 20人 |
| | | 急傾斜地崩壊 | — | — | — |
| | | 地震火災 | — | — | — |
| | 負傷者数 | 避難意識高+呼びかけ | — | — | — |
| | | 避難意識低 | — | — | — |
| | | 要救助者数 | — | — | — |
| 低体温症要対処者数 | | 10人 | | | |

○厚真町の被害想定【生活への影響】

・避難者数

| 被害項目 | 避難者数（冬・夕） | | |
|-------------|-----------|------|------|
| | 直後 | 1日後 | 2日後 |
| 避難者総数 | 340人 | 240人 | 240人 |
| （うち）避難所避難者数 | 220人 | 160人 | 160人 |
| 津波による避難者 | 40人 | | |

※ 避難所避難者とは、全ての避難者のうち、在宅避難や親族・知人宅等への避難者、疎開避難者などを除き、指定避難所に避難する人を指します。

・要配慮者数

| 要配慮者 | 要配慮者数（冬・夕） | 要配慮者 | 要配慮者数（冬・夕） |
|-------------|------------|--------|------------|
| 65歳以上の高齢単身者 | 10人 | 要介護認定者 | 10人 |
| 5歳未満乳幼児 | 10人 | 難病患者 | — |
| 身体障がい者 | 10人 | 妊産婦 | — |
| 知的障がい者 | — | 外国人 | — |
| 精神障がい者 | — | 合計 | 40人 |

・医療機能【早期避難率低】

| 二次医療圏 | 医療機能（医師対応力不足数） | | | | 合計 |
|-------|------------------|------|--------------|------|--------|
| | 道内で融通した場合 | | 二次医療圏で融通した場合 | | |
| | 入院対応 | 外来対応 | 入院対応 | 外来対応 | |
| 東胆振 | 2,700人 (道内全体) | — | 5,300人 | 700人 | 6,000人 |

※ 二次医療圏とは、北海道が関係機関等の意見を踏まえ、救急医療を含む一般的な入院治療が完結するように設定した区域で、厚真町が含まれる東胆振二次医療圏には、厚真町のほか、苫小牧市、白老町、安平町、むかわ町が含まれます。

○インフラ・ライフライン被害

・道路・橋梁被害(箇所)

| 区分 | 被害箇所数 | | |
|------|--------|--------|-----|
| | 津波浸水域内 | 津波浸水域外 | 合計 |
| 道路被害 | 20人 | 10人 | 30人 |

※ 橋梁被害はなし。

・上水道・下水道利用困難人数（人）

| 区分 | 上水道断水人口 | | | 下水道支障人口 |
|------|---------|------|------|---------|
| | 直後 | 1日後 | 2日後 | 直後 |
| 支障人数 | 760人 | 440人 | 420人 | 20人 |

・上水道復旧予測日数（日）

| 区分 | 冬以外 | | 冬 | |
|---------|-------------------|-------------------------------------|-------------------|-------------------------------------|
| | 被災市町村の作業人員の1/4で復旧 | 被災市町村の1/4に加え、4日目から被災なし市町村の作業人員が復旧支援 | 被災市町村の作業人員の1/4で復旧 | 被災市町村の1/4に加え、4日目から被災なし市町村の作業人員が復旧支援 |
| 胆振総合振興局 | 1日程度 | 1日程度 | 3日程度 | 3日程度 |

・下水道復旧予測日数（日）

| 区分 | 復旧日数（作業員1/4） | 復旧日数（作業員1/2） |
|-----|--------------|--------------|
| 厚真町 | 1週間程度 | 3日程度 |

・停電軒数（軒）

| 区分 | 停電軒数 | | | | |
|-----|------|-----|-----|-----|------|
| | 直後 | 1日後 | 2日後 | 3日後 | 1週間後 |
| 厚真町 | 60軒 | 60軒 | 60軒 | 60軒 | 60軒 |

第2節 津波防災地域づくり上の課題

津波防災地域づくり上の課題を整理するために、本町を津波災害リスク別に3つの地区に分けて課題を抽出した上で、以下の6項目を全町的な課題として設定しました。

(1) 避難困難区域の解消

厚真町における避難困難区域とは、避難を開始できる時間や、歩行困難者・身体障がい者・乳幼児・重病人等の移動可能速度を考慮した上で、最短の津波の第1波到達時間までに自動車あるいは徒歩により浸水域外への避難が困難なエリアと定義します。

本町沿岸部は、津波の第1波到達時間が最短44分であり、避難に適する避難ビル・タワーなどの避難場所がないJR日高本線以南が自動車・徒歩避難を考慮した場合の避難困難区域となっています。避難困難区域の解消のために、避難施設の整備等が必要です。

さらには、自動車避難が可能であったとしても、徒歩による避難のみを考えた場合は、JR日高本線以北から日高自動車道の間で、指定緊急避難場所や浸水域外に通じる避難目標地点に到達できない地域も避難困難区域となります。

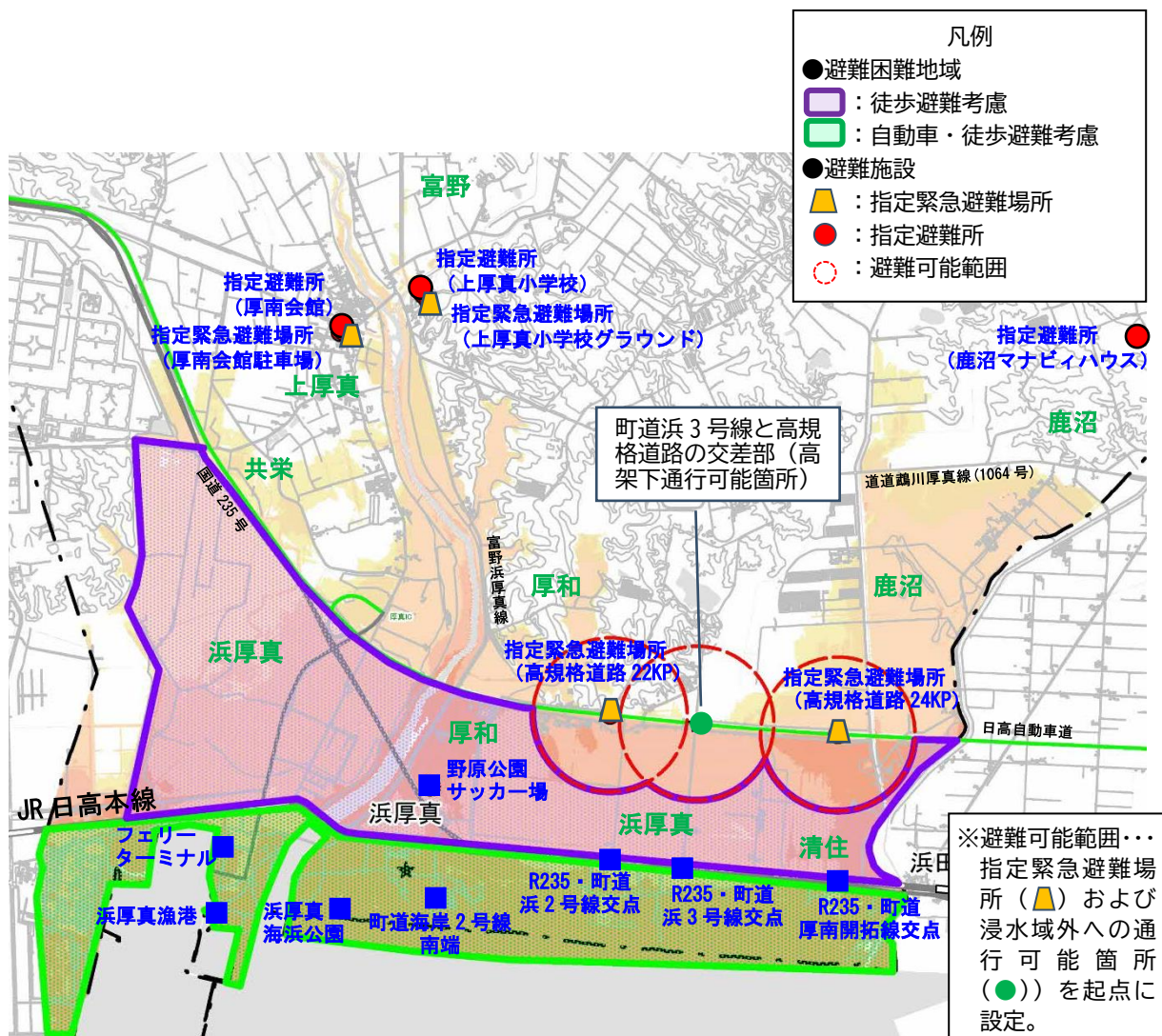


図3.2-1 津波避難困難区域

(出典：厚真町津波避難計画(令和6年3月))

また、東日本大震災時には、石油タンク、自動車や船舶から漏れ出した各種燃料（重油、ガソリン、ガスなど）、プロパンガスボンベなどに、倒壊家屋や樹木などの漂流物が接触して着火することで津波火災が発生しました。

厚真町の沿岸部においても、プロパンガスの利用世帯や車を保有する世帯、船舶、木材を扱う事業所があり、津波火災が発生してもおかしくありません。避難場所や避難手段を考える際に、津波火災が起こりうることにも留意が必要です。

(4) 来訪者の安全確保

町内には、浜厚真海浜公園やフェリーターミナル、野原公園等、多くの来訪者が訪れる施設がありますが、来訪者は、本町の津波リスクを知らなかったり、土地勘がなかったりすることが考えられます。町役場や浜厚真海浜公園など一部には津波ハザードマップの看板を設置したり、道路沿いに想定される浸水深の看板を設置していますが、周知・浸透が不十分なところもあります。今後も避難看板等により、避難の必要性、避難先および避難路等に関する情報の提供が必要です。

また、特に海上でサーフィンをしている際に地震・津波が発生すると、揺れを感じず、危険を知らせる防災行政無線なども聞こえない可能性があります。サーファーをはじめとする来訪者が津波の危険性をいち早く認識し、早期に避難を開始できるような情報伝達の仕組みが必要です。

一方、時間帯によっては1,000人を超える来訪者の避難が必要となる可能性がある状況もあり、こうした方々が、津波浸水想定区域から避難した後に収容する施設の検討が必要となります。

(5) 寒冷地の避難対策

冬期の避難に際しては、避難路・避難経路の積雪状況や、停電も考慮した避難場所等における寒冷地対策など地域特有の課題も発生します。そのため、迅速かつ安全な避難を実施するための環境整備や避難体制の確保に取り組む必要があります。

(6) 復旧・復興に向けた事前の備え

沿岸部には長期間居住し、住み慣れた土地からの移転が難しい方がいることも想定されます。一方で、沿岸部の津波浸水の危険性は内陸部より高いことは事実です。ご家族など大切な人を津波の危険から遠ざけるために、移転希望者の内陸部への移転を支援することが必要です。町は津波被害を受けた後の市街地の再興について、計画しておく必要があります。

また、津波による甚大な被害が想定される地域では、建物等の流出により土地の境界がわからなくなり、復興の着手が遅れることが懸念されます。あらかじめ地籍調査等を行うことが、災害からの復旧を早めることにつながります。

津波浸水想定区域内の事業者においても、あらかじめ事業継続計画（BCP）を策定し、内容の検証を継続することで、事業の早期復旧が可能となり、ひいては地域の早期復旧・復興につながるることとなります。

第3節 地区別の課題

(1) 浜厚真地区

表 3.3-1 浜厚真地区の課題

| テーマ | 地区の課題 |
|-------------|--|
| 情報伝達 | <ul style="list-style-type: none"> 避難先が分かるような看板や情報伝達のためのスピーカーなどが少ない。 海上でサーフィンを実施していると、津波警報等の防災行政無線が聞き取れないことがある。 |
| 日頃の啓発 | <ul style="list-style-type: none"> 日高自動車道に指定緊急避難場所があることを知らない人や、あることは知っていても、鍵を開けて中に入る方法を知らない人がいる。 町外から来訪するサーファーやサッカー場利用者などは津波の危険や避難先に関する情報などを知らない可能性がある。海に入っていれば、避難開始が遅れ、避難時間が短縮してしまうことと合わせた周知・啓発が必要である。 |
| 避難場所・避難路の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 暗い夜道や冬の屋外の避難は難しい。 サーファーやサッカー場利用者の避難も考える必要がある。 現状、厚真川左岸の道路（(町道) 富野浜厚真線）が避難路に指定されているが、津波の遡上を考えると、できる限り避けるべきルートである。 避難施設が必要だが、海岸の自然環境の保護も重要である。 避難時に踏切が降りて、線路を横断できない可能性がある。 |
| 自動車避難 | <ul style="list-style-type: none"> 多くの避難者が一度に自動車による避難を開始することで、交通渋滞が発生する可能性がある。 耐震対策をしていない車庫が壊れたり、高齢により免許を返納したりすることで、自動車避難が困難となる。 自動車避難すれば、車両は財産として残るが、身一つで避難すると、全ての財産を失うことになりかねない。 自動車避難と徒歩避難の対象者や避難のルールを定め、地区内で共有しておく必要がある。 |
| 地震の揺れ・液状化被害 | <ul style="list-style-type: none"> 地震の揺れや液状化により、家屋被害のほか、道路に段差や噴砂が発生し、車両の通行に支障が出る可能性がある。 |
| 危険物等の流出 | <ul style="list-style-type: none"> 木材や船舶、車両など津波火災につながりかねないものが沿岸部にある。 |

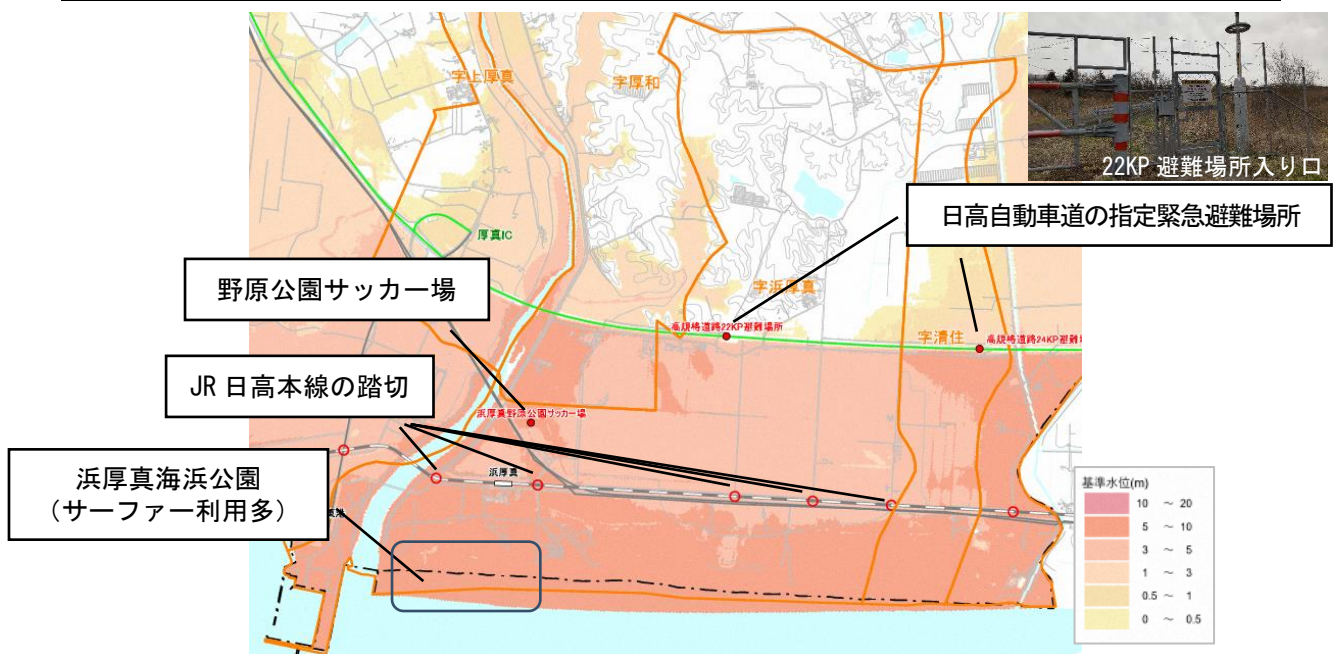


図 3.3-1 浜厚真地区の課題に関わる施設・設備

(2) 鹿沼地区

表 3.3-2 鹿沼地区の課題

| テーマ | 地区の課題 |
|-------------|---|
| 情報伝達 | ・ 多様な情報伝達手段を確保することが求められる。 |
| 要配慮者対策 | ・ 避難に際し支援が必要な方（避難行動要支援者）を把握し、いざというときに避難支援を行うことができるような体制づくりが必要である。 |
| 日頃の啓発 | ・ 日高自動車道に指定緊急避難場所があることを知らない人や、あることは知っていても、鍵を開けて中に入る方法を知らない人がいる。 |
| 避難場所・避難路の確保 | ・ 暗い夜道や冬の屋外の避難は難しい。 ・ 避難時に踏切が降りて、線路を横断できない可能性がある。 |
| 地震の揺れ・液状化被害 | ・ 地震の揺れや液状化により、家屋被害のほか、道路に段差や噴砂が発生し、車両の通行に支障が出る可能性がある。 |



図 3.3-2 鹿沼地区の課題に関わる施設・設備

(3) 共栄・厚和・上厚真・富野・共和・共和団地地区

表 3.3-3 共栄・厚和・上厚真・富野・共和・共和団地地区の課題

| テーマ | 地区の課題 |
|-------------|--|
| 情報伝達 | ・避難先が分かるような看板や情報伝達のためのスピーカーなどが少ない。 |
| 要配慮者対策 | ・地域内の外国人居住者に対する支援や、保育所の児童の安全確保、災害時の親との引渡し訓練等の実施が必要である。 |
| 避難場所・避難路の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・停電時でも避難が可能となるよう太陽光発電の街灯整備が必要である。 ・冬の屋外の避難は難しい。 ・津波警報が解除され、水が引くまで避難場所・避難所で過ごすことになる場合、備蓄物資や太陽光発電設備等が必要となる。 ・厚真川上流の頭首工に土砂が堆積している。 ・避難時に踏切が降りて、線路を横断できない可能性がある。 |
| 自動車避難 | <ul style="list-style-type: none"> ・来訪者や他地区住民も含め、多くの避難者が自動車避難により当該地区の避難所へ避難してくると、避難者の収容空間だけでなく、駐車スペースも不足する可能性がある。 ・自動車避難と徒歩避難の対象者や避難のルールを定め、地区内で共有しておく必要がある。 |
| 地震の揺れ・液状化被害 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震の揺れや液状化により、家屋被害のほか、道路に段差や噴砂が発生し、車両の通行に支障が出る可能性がある。 ・フェリーターミナルは構造的に津波の洗堀により損壊等が発生するおそれがある。 |

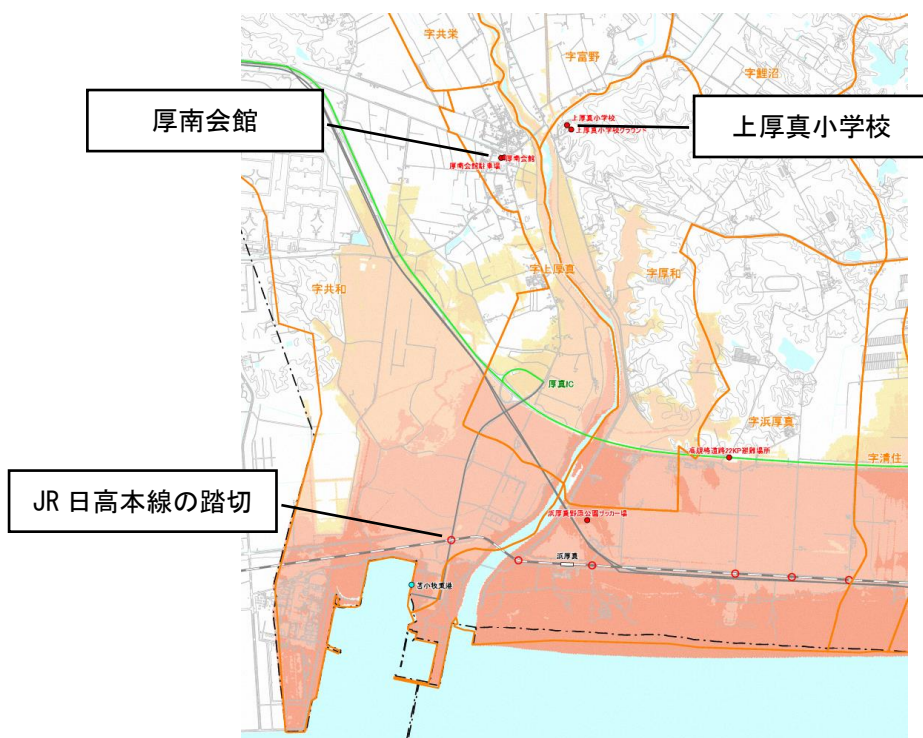


図 3.3-3 共栄・厚和・上厚真・富野・共和・共和団地地区の課題に関わる施設・設備

第4章 津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針

第1節 津波防災地域づくり推進の基本的な方針

第2章で把握した町内の現況および第3章で整理した津波防災づくり上の課題および関連計画の方針をもとに、津波防災地域づくりの将来像を設定します。

第4期厚真町総合計画改訂版において、「あつまる つながる まとまる 大いなる田園の町 あつま」というテーマが掲げられ、予想される人口減少に対し、恵まれた地域資源を最大限に生かし、わが国の食糧基地の一翼を担う第1次産業の生産力が維持され、第2次産業・第3次産業と連携することで地域内経済循環を生み、町民が安心していきいきと暮らし続け、町外から絶えず人が訪れ、まちの魅力に引かれて多くの人定住し、すべての町民が幸せを実感できるまちの実現をめざすという考えが示されています。

厚真町都市計画マスタープランにおいては、「先進的な田園都市の実現をめざしたまちづくり」をまちづくりのテーマとし、人口の定着化や活力と潤いのある生活文化の創出、都市との交流といった目標が掲げられています。

その一方で、町ににぎわいを生むサーフィンやサッカー関係者が利用する場所や施設が津波による被害を受け、来訪者が巻き込まれることが想定されます。そのため、上述の関連計画にて示された厚真町のめざす将来像を実現、継続していくためには、これまでに示された通り、沿岸部の住民や事業所だけでなく、来訪者も含めて命を守る取組を進めることが必要です。そこで、本計画の基本方針を以下のように設定しました。

**地震・津波による犠牲者ゼロをめざし、
住民・事業者・来訪者あらゆる人が安全に避難できる地域づくり**

第2節 地区ごとの取組方針

津波防災地域づくり推進の基本的な方針に基づき、第3章で整理した地区の課題および地区懇談会にて参加者の皆さんから出された意見を踏まえて、地区ごとに以下の取組方針を設定しました。

なお、ここでの『地区』は、避難の課題を共有するエリアごとに津波想定区域内を3地区、それ以外の津波想定区域外の1地区に区分し、それぞれの取組方針を設定しています。

表 4.2-1 地区ごとの取組方針（●：全地区共通の方針、○：地区固有の方針）

| 地区 | 取組方針 |
|---------------------------------|--|
| ① 浜厚真地区 (鹿沼地区の JR 日高本線以南を含む) | <ul style="list-style-type: none"> ● 自動車避難や徒歩避難を着実に行うための避難路の整備 ● 住宅の耐震化、家具の固定等の地震対策の促進 ● 要配慮者の避難対策の推進（支援体制の強化） ● 冬期の避難対策の強化 ○ 来訪者の収容も考慮した津波避難施設の設置による避難困難区域の解消 ○ 来訪者にも着実に津波の危険が伝わる視覚的・聴覚的周知手段の整備 ○ 大規模災害時の線路横断手段の確保 ○ 命と財産を守るための自動車避難の条件の検討・周知 ○ 津波避難場所・避難路に関する周知 |

| 地区 | 取組方針 |
|---------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○津波警報等を周知する情報伝達手段の充実 ○津波による流出物対策（津波火災の低減） |
| ②鹿沼・浜厚真北地区 | <ul style="list-style-type: none"> ●自動車避難や徒歩避難を着実に行うための避難路の整備 ●住宅の耐震化、家具の固定等の地震対策の促進 ●要配慮者の避難対策の推進（支援体制の強化） ●冬期の避難対策の強化 ○自動車避難ができない場合や、高齢者等の長距離避難ができない方向への津波避難施設の設置 ○命と財産を守るための自動車避難の条件の検討・周知 ○津波避難場所・避難路に関する周知 ○津波警報等を周知する情報伝達手段の充実 |
| ③厚真川右岸地区 | <ul style="list-style-type: none"> ●自動車避難や徒歩避難を着実に行うための避難路の整備 ●住宅の耐震化、家具の固定等の地震対策の促進 ●要配慮者の避難対策の推進（支援体制の強化） ●冬期の避難対策の強化 ○来訪者の収容も考慮した津波避難施設の設置による避難困難区域の解消 ○大規模災害時の避難に際し、線路横断に係る関係者協議 ○命と財産を守るための自動車避難の条件の検討・周知 ○津波避難場所・避難路に関する周知 ○津波警報等を周知する情報伝達手段の充実 ○津波による流出物対策（津波火災の低減） |
| ④上記①～③以外の地区（主に浸水域外） | <ul style="list-style-type: none"> ●自動車避難や徒歩避難を着実に行うための避難路の整備 ●住宅の耐震化、家具の固定等の地震対策の促進 ●要配慮者の避難対策の推進（支援体制の強化） ●冬期の避難対策の強化 ○地域外からの避難者の受入れ体制の強化 |

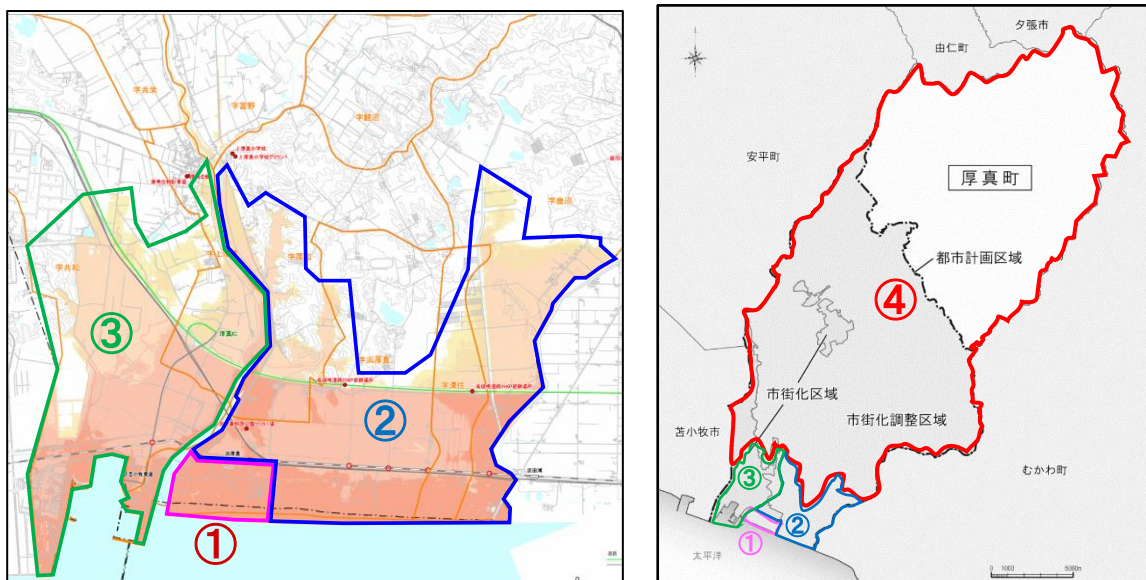


図 4.2-1 地区ごとの取組方針（地区の区分）

第3節 冬期の課題への取組方針

把握した冬期の課題に対して取組方針を設定しました。

表 4.3-1 冬期の課題への取組方針

| 取組方針 | 主な対策 |
|-------------------------|--|
| 取組方針① 屋内避難場所の拡充 | <ul style="list-style-type: none"> ・冬期に発災した場合には、屋内避難を実施できない場合、逃げ延びた後も低体温症を発症する危険性があるため、屋内避難先が不足しているエリアの確認と避難先の見直しを進めます。 ・屋内避難先の不足の確認の際には、住民だけでなく、来訪者の避難も考慮します。 |
| 取組方針② 避難環境の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難先の中で、暖房設備が不足している箇所がないか確認の上、避難環境の充実を検討します。 ・停電時にも利用可能な暖房設備であること、暖房器具や燃料等を備蓄している場合、津波浸水の影響を受けない場所に収納されていることを確認します。 |
| 取組方針③ 平時の除雪体制の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・冬期においては、避難路に積雪がある状況では、避難を円滑に行うことができないため、主要な避難路を確認の上、平時からの除雪体制の確保を検討します。 ・また、現状の除雪体制を整理した上で、優先的に除雪が必要な路線について、道路管理者と協議を進めます。 |
| 取組方針④ 迅速かつ適切な避難行動の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・冬期においては、着替え等により避難開始の遅れや積雪による避難速度の低下などが発生し、津波からの逃げ遅れが発生する可能性が高まるため、避難開始時間を早くするために、各家庭や事業所における訓練の実施などの取組の周知を進めます。 ・また、氷が厚真川を遡上することにより、川沿いの避難に支障が発生したり、津波の浸水範囲が広がる可能性がゼロではないため、より早く、より遠くへの避難が可能となる取組を進めていきます。 |

第5章 土地利用と警戒避難体制の基本的な考え方

第1節 土地利用

(1) JR 日高本線以南の地域（入鹿別川から厚真川の間） 【津波浸水想定区域内】

市街化を抑制し、災害リスクへの対応が定められた居住誘導区域、都市機能誘導区域への立地誘導を進めることで、徐々に津波に強いまちづくりを進めます。また、都市住民を迎え入れる「交流拠点」の一部に位置付けられる施設も含まれることから、津波避難路や津波避難施設の整備推進を進め、町民以外の来訪者も含めた人命を何としても守るための施策を進めます。

(2) JR 日高本線以北の地域（入鹿別川から厚真川の間） 【津波浸水想定区域内】

津波浸水想定区域については、敷地のかさ上げ、基礎構造への一定の基準を方針として示すとともに、津波避難路や津波避難施設の整備推進を進めます。また、長期的な視点による緩やかな移転誘導の方策を検討します。

(3) 厚真川右岸区域 【津波浸水想定区域内】

事業所やフェリーターミナルが存在しており、敷地のかさ上げ、基礎構造への一定の基準を方針として示すほか、フェリー利用者やフェリー会社の従業員、事業所職員の避難のための津波避難路や津波避難施設の整備を推進します。

(4) 上記以外の地域 【津波浸水想定区域外】

津波浸水想定区域からの避難者の円滑な避難（移動と収容）を実現するために、徒歩および自動車避難を考慮した避難路や、自宅が被災した方が一定期間生活できる津波避難施設の整備を推進します。

あわせて、津波浸水想定区域内の住民が津波浸水想定区域外への移住を検討する際に支援できるように、その受け皿となる居住施設の整備を検討します。

第2節 警戒避難体制の整備

津波発生時の避難対策は、厚真町地域防災計画に示されている津波避難に係る考え方と整合を図り、本計画の方針に沿って作成・更新する津波避難計画・津波ハザードマップにより、推進するものとします。

津波避難対象地域は、津波が発生した場合に迅速な避難が必要となる地域で、安全性の確保、円滑な避難等を考慮し、自治会等の単位を基本に津波浸水想定区域よりも広い範囲で指定するものとしています。

避難場所は、津波の危険地域から避難するために避難対象地域の外に定めるものであり、避難対象地域の範囲を勘案し指定します。避難目標地点は、津波の危険から避難するために避難対象地域の外に定めるものとしており、設定にあたっては、自主防災組織や住民と協議し、逃げ遅れる避難者などを考慮した検討を加えるものとしています。

また、道から津波災害警戒区域指定を受けているため、「津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）」に基づき、次に掲げる事項について定めます。

表 5.2-1 津波災害警戒区域指定を受けて定めるべき事項

| 定めるべき事項 | 検討内容 |
|--|---|
| ①人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集および伝達ならびに予報または警報の発令および伝達に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 町民にとって収集しやすい情報伝達手段、情報伝達内容 ・ 救助要請などに係る町民からの情報発信手段 |
| ②避難施設その他の避難場所および避難路その他の避難経路に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 津波避難施設の追加検討 ・ 避難路・避難経路の見直し |
| ③津波避難訓練の実施に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 津波避難訓練の実施体制 |
| ④警戒区域内にあって、利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称および所在地等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 同区域内の要配慮者利用施設の抽出・整理 ・ 施設所有者・管理者による避難確保計画作成の推進 |
| ⑤①～④以外の津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車避難の条件作り ・ 具体的な来訪者の避難対策 ・ 具体的な要配慮者対策 |

(1) 情報伝達手段、情報伝達内容の検討

津波警報等の発表時における情報伝達手段・情報伝達内容については、避難情報に関するガイドライン（内閣府）にのっとり、安全確保や避難の呼びかけを行います。その際、防災行政無線の音声が届かない地域や幅広い年齢層に情報が行き届くように、SNS やサイレンなど多様な手段の活用を検討していきます。

特に、海中にいるサーファーにあっては、陸上にいる住民等に比べていち早く津波の発生が懸念される地震の発生を知らせ、避難行動を促す必要があります。住民や地区内事業者、フェリー利用者やサッカー場利用者への周知・啓発のほか、サーフィン関係者が行う津波避難の実行性を高める各種取組に対しても、協力・支援を行える体制構築に努めていきます。

また、災害発生時における救助要請は消防、警察への電話連絡を基本とするほか、スマートフォン等を活用して、町民自らが救助要請に係る情報発信を行うことのできる仕組みを検討します。

(2) 津波避難施設・避難路・避難経路の検討・見直し

地域の実情を踏まえると、自動車避難や徒歩避難により津波浸水想定区域外や緊急避難先への避難が困難な地域があるほか、自動車避難さえできれば、安全確保できると想定される地域があることを認識しています。上記の事情を踏まえて、避難対象地域の人口（夜間人口・昼間人口・来訪者人口）から想定される交通量や避難路・避難経路の交通容量を踏まえながら、車避難の実行性を引き続き検証していきます。

加えて、津波避難対策緊急事業計画に記載の整備予定の施設のほか、依然残る避難困難区域の解消のための津波避難施設および避難路・避難経路の整備の必要性について検討を継続します。検討にあたっては、自動車避難でも徒歩避難でも避難が困難となる地域を中心に実施し、地域住民や来訪者に係る関係する団体等と協力しながら、平時の利用も含めて検討を進めていきます。

上記で定めた避難場所および避難路等の事項については、防災マップ、ハザードマップのほか各種関連計画等に反映し、印刷物の配布その他の必要な措置を講じて、周知に努めていきます。

(3) 津波避難訓練の実施

地区懇談会の中で、高規格道路に設置された指定緊急避難場所に入る方法をご存知ない住民もいることが分かりました。加えて、地域の地理や津波のリスクに詳しくない来訪者も多数存在する地域であるという特徴もあります。

そこで、地域住民とともに避難路・避難経路の確認のほか、指定緊急避難場所への進入方法の確認も含む津波避難訓練の実施を行います。また、フェリー、サッカー、サーフィンなどの関係団体等と連携した津波避難訓練の実施を検討していきます。

また、自動車避難が必要となる地域や要配慮者の避難支援者もいますので、自動車を用いた津波避難訓練の実施を検討し、実施する場合は避難に係る課題を把握し、今後の検証に活かしていきます。

(4) 津波災害警戒区域外の要配慮者利用施設

津波災害警戒区域外ではあるものの境界線の近くには、宮の森こども園、厚南子育て支援センター、厚南児童会館および上厚真放課後児童クラブがあり、これらの施設では津波警報等の発表時に、施設利用者をより安全を確保できる浸水域外へ避難誘導することが求められます。

(5) 具体的な来訪者・要配慮者の避難対策

要配慮者の避難対策については、本町の地域防災計画でも記載しているとおり、津波災害警戒区域内の要配慮者の把握に努め、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援が必要となる方について、避難行動要支援者名簿の作成を行い、要介護状態や家族の状況などの把握を行うとともに、避難支援者等の関係者により、安全な避難を実現するための個別避難計画の策定を進めていきます。

また、津波からの避難後、避難生活に支援が必要で、一般の避難スペースでの生活が困難な要配慮者が特別な配慮や治療、措置を受けることができるよう、要配慮者の状態に応じたサービスを受けることのできる福祉避難所の指定・整備を進めていきます。

津波災害警戒区域内には外国人居住者もいることから、多言語による津波避難等に関する広報を行うなど、外国人への配慮も行います。

一方、観光客やサーファー客、釣客等、特に町外からの地理不案内な来訪者への避難対策は、こうした来訪者が訪れる沿岸部に新たな津波避難施設の建設の検討とあわせて、平常時からのハザードマップや避難誘導看板での周知の他、災害時は、野外拡声器による防災行政無線放送や消防の避難広報等により、速やかな避難を促すとともに、避難訓練等を通じた周知・啓発を行うよう関係する団体との日頃からの連携を図っていきます。

第6章 津波防災地域づくりの推進のための事業・事務

本章では、本町における津波防災地域づくりの推進のために今後行う事業・事務を整理し、一覧として示します。

第1節 事業・事務の整理

以下の法律区分に応じて、今後行っていく津波防災地域づくりのための事業・事務を示します。

表 6.1-1 事業・事務の法律区分

| 法律区分 | 内容 |
|------|--|
| イ | 海岸保全施設、港湾施設、漁港施設および河川管理施設等に係る施設の整備に関する事項 |
| ロ | 津波防護施設の整備に関する事項 |
| ハ | 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地の整備のための事業に関する事項 |
| ニ | 避難路、避難施設、地域防災拠点施設等、円滑な避難確保のための施設の整備に関する事項 |
| ホ | 集団移転促進事業に関する事項 |
| ヘ | 地籍調査の実施に関する事項 |
| ト | 民間資金、経営能力および技術的能力の活用の促進 |
| チ | その他（法律に記載がなく、上記イ～トに該当しないもの） |

第2節 事業・事務

事業・事務を事業名、事業概要・目的、施策プログラム、法律区分の観点で整理しました。

表 6.2-1 事業・事務リスト（実施予定含む）

| No | 事業名 | 担当 | 事業概要・目的など | 施策プログラム | 時期 | 法律区分 |
|----|----------------|----|---|--|---------------|---------|
| 1 | 津波避難施設整備事業 | 町 | 浜厚真海浜公園の周辺住民や事業所従業員、サーファー等の海岸利用者を収容可能な津波避難施設を設置するとともに、津波警報発令時に海岸利用者に対し避難施設や避難路を確実に認知させることができるよう視覚的周知を行う設備を整備する。 | 津波避難施設の設置、サーフィン等海岸利用者に対する視覚的周知設備（避難路誘案内板、避難誘導アプリ等）の整備（津波警報発令時） | R6以降 計画立案中 | 二、 チ |
| 2 | 津波避難施設整備事業 | 町 | 野原公園の周辺住民や事業所従業員、野原公園サッカー場の利用者を収容する、津波避難施設を設置するとともに、国道235号通過型車両も含む車避難用の避難路の拡幅等整備、徒歩避難用の避難路の整備を行う。 | 津波避難施設の設置、避難路の拡幅等整備（車避難用）、避難路（人道）の整備（徒歩避難用） | R7以降 計画立案中 | 二 |
| 3 | 津波避難施設整備事業 | 町 | 区域内に散在する事業所等に勤務する職員や、フェリーターミナルの従業員およびフェリー利用者を安全に収容する津波避難施設を整備する。 | 津波避難施設の設置（避難タワー） | R7以降 計画立案中 | 二 |
| 4 | 空き家等対策推進事業 | 町 | 空き家の適切な管理と利活用を推進し、津波によるがれき被害軽減を図る。 | 空き家等除却補助、空き家等利活用補助および資金貸付 | R4～ | チ |
| 5 | 安全安心省エネ住宅推進事業 | 町 | 住宅の耐震化、住宅太陽光発電を推進し、震災時の建物被害軽減と停電時の電源確保を図る。 | 既存住宅耐震改修補助 住宅太陽光発電システム設置補助 | R4～ | チ |
| 6 | がけ地近接等危険住宅移転事業 | 町 | がけ地に近接する住宅の移転を推進し地震など災害時の被害軽減を図る。 | がけ地近接危険住宅移転補助 | R4～ | チ |
| 7 | 津波避難道路整備事業 | 町 | 老朽化した道路の防災減災対策を図る。 | 町道の維持保全 | R7 | 二 |

| No | 事業名 | 担当 | 事業概要・目的など | 施策プログラム | 時期 | 法律区分 |
|----|-------------------|----|--|--------------------------------------|---------------|------|
| 8 | 臨海ゾーン津波避難対策強化支援事業 | 町 | 津波警報発令時に海岸利用者の安全確保の向上を図るために必要となる施設・設備の整備や訓練の実施に対し、必要な自主財源や技術を確保するため、企業版ふるさと納税制度や企業との包括連携協定を活用・促進する。 | 企業版ふるさと納税制度の広報・情報発信の強化、企業との包括連携協定の促進 | R6以降 計画立案中 | ト |
| 9 | 臨海ゾーン環境整備事業 | 町 | サーファー等海岸利用者の円滑かつ安全な避難を確保するため、砂浜の地形変状や積雪を適切に保全する。 | 大型漂着流木の撤去、スタック防止のための砂浜整地、積雪時の除雪強化 | R6以降 計画立案中 | 二、チ |
| 10 | 文化財保存事業津波堆積物見学会 | 町 | 1611年慶長三陸津波が残したと推定される堆積物を見学し、過去の津波災害から防災を考える。北海道大学等の専門家の協力を得て実施する。 | 防災教育の推進 | R4～ | チ |
| 11 | ふるさと教育推進事業(防災教育) | 町 | 厚真町内の小中学校全校での防災教育事業。各分野の専門家を講師として招聘、協力のもと7防災、精神的支援等の事業を実施する。 | 防災教育の推進 | R4～ | チ |
| 12 | 防災重点農業用ため池整備事業 | 町 | 老朽化した農業用ため池の防災減災対策を図る。 | 農地や農業用施設の保全 | R7～ | チ |
| 13 | 庁舎周辺等整備事業 | 町 | 老朽化した役場庁舎および胆振東部消防組合消防署厚真支署の建て替え、ならびに役場庁舎周辺の土地利用を含めた施設の再編整備を行う。 | 公共施設の再編、庁舎および周辺施設整備 | R5～R7 | ハ、ニ |
| 14 | 防災備蓄倉庫整備事業 | 町 | 災害発生から48時間以内に必要の食料や資機材などを基本とした備蓄品を適切に管理するため、庁舎周辺整備事業と併せて各種災害ハザードに晒されていない安全な場所に災害備蓄倉庫を整備し、町の防災・減災機能強化を図る。 | 公共施設の再編、庁舎および周辺施設整備 | R5～R7 | ニ |
| 15 | 防災訓練事業 | 町 | 町民参加型訓練を通して、町民に対する防災に関する基礎知識と防災意識の涵養を図り、併せて町職員に対する教育・訓練を実施し、壮絶な災害対応に耐え得る組織体制の強化を図り、以って総合的な地域防災力を向上させる。 | 避難所の指定や避難所運営に関する訓練の実施など | R4～R7 | チ |
| 16 | 防災無線管理事業 | 町 | 災害情報等の伝達を円滑に行うため、防災無線を適切に維持管理する。 | 防災無線・SNS等による防災情報の伝達体制の強化 | R4～R7 | チ |
| 17 | 防災無線整備事業 | 町 | 災害情報等の伝達を円滑に行うため、耐用年数に応じて防災無線を適切に更新する。 | 防災無線・SNS等による防災情報の伝達体制の強化 | R5, R7 | チ |
| 18 | 胆振東部消防組合負担金 | 町 | 常備消防力の維持・強化を目的とし、火災等災害発生時における対応力の強化、消防団等との連携強化を図る。 | 救急体制の維持 | R4～R7 | チ |
| 19 | 林道管理事業 | 町 | 森林内に設置された林道の維持管理を実施し、車両の通行に支障のない状況を維持する。 | 森林整備に必要なインフラの管理 | R4～ | チ |
| 20 | 大型開発跡地整備運営事業 | 町 | 過去にゴルフ場として開発された森林を含む造成跡地の安全性を確保するため、自然災害等で発生した被害を整備する。 | 開発跡地の維持管理 | R4～ | チ |
| 21 | 町有林造林事業 | 町 | 森林を適切に管理する。森林の持つ公益的機能の高度発揮をめざし、植林、育林、除間伐、皆伐をそれぞれ計画的に実施する。 | 森林整備事業 | R4～ | チ |
| 22 | 環境保全林整備事業 | 町 | 町有林の中に設定した「環境保全林地区」の森林管理を実施する。他の町有林よりも、人と森の共生を意識し、森林の整備や散策路の設置を行う。 | 森林整備および人と森との機会創出 | R4～ | チ |
| 23 | 被害木整理推進対策事業 | 町 | 胆振東部地震により被災した私有林の再造林前の特殊地拵え作業に係る費用を補助し、森林所有者の経済的負担を減らすことで、再造林を推進する事業を行う。 | 森林再生の推進 | R4～ | チ |
| 24 | 造林推進対策(被災森林)事業 | 町 | 胆振東部地震により被災した私有林の再造林に係る費用を補助し、森林所有者の経済的負担を減らすことで、再造林を推進する事業を行う。 | 森林再生の推進 | R4～ | チ |

| No | 事業名 | 担当 | 事業概要・目的など | 施策プログラム | 時期 | 法律区分 |
|----|----------------|-----|---|--|----------------------|------|
| 25 | 林業専用道（規格）整備事業 | 町 | 森林管理に必要な道路を設置する。特に、大型の車両が通れる林業専用道（規格）相当の道をつけることで、森林管理の基盤を整備する。 | 森林整備に必要なインフラの整備 | R4～ | チ |
| 26 | 治山流末処理施設維持管理事業 | 町 | 崩壊の危険がある森林に対し行った治山工事箇所から、排水施設までの流路を維持管理する事業を行う。 | 治山現場の管理 | R4～ | チ |
| 27 | 森林整備支援事業 | 町 | 再造林から除伐までの収入を伴わない育林作業に係る森林所有者に対し、補助金による支援を行い、森林整備の推進を図る。 | 森林整備の推進 | R4～ | チ |
| 28 | 被災町有林造林事業 | 町 | 北海道胆振東部地震により被災した町有林と、近傍の私有林を一体的に整備および必要な作業道を整備することで、被災森林の所有者の経済的負担を軽減し、森林再生を推進する事業を行う。 | 森林再生の推進 | R4～ | チ |
| 29 | 下水道・浄化槽事業 | 町 | 下水道施設および浄化槽施設の整備、業務継続計画の更新などを行う。 | 下水道施設等の防災対策 | R4～ | チ |
| 30 | 水道管路、水道施設耐震化事業 | 町 | 水道管路、浄水場、重要給水施設配水管等の耐震化事業を行う。 | 水道施設等の防災対策 | R4～ | チ |
| 31 | 道路整備事業 | 国 | 激甚化・多様化する災害への対応と安全・安心な社会基盤の形成のため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の推進。災害に強い国土幹線道路ネットワークの機能強化を図る。 | 避難路、輸送・搬送路となる道路整備事業、岸壁に接続する道路の液状化対策など | R7 厚賀静内道路部分開通予定 | 二 |
| 32 | 道路啓開計画の推進 | 道、国 | 災害対策基本法に基づく防災基本計画では、道路管理者の実施事項として「道路啓開等の計画立案」が義務づけられたことを受け、大規模災害発生時に道路管理者が相互に連携し、迅速に道路啓開を進められるよう道路啓開計画を策定する。 | 大規模地震発生時に、災害対応で活用する主要道路が、地震津波による被害で途絶した場合に、いち早く緊急車両が通るルートを復旧・確保していく道路啓開計画を策定 | R5.3 胆振・日高地域道路啓開計画策定 | 二 |
| 33 | 橋梁の耐震化 | 国 | 災害時の救急救命活動や復旧支援活動を支えるため、緊急輸送道路上の橋梁について、耐震補強（速やかな機能回復が可能な性能をめざす対策（落橋・倒壊を防止する対策は完了済み））を行う。 | 橋梁の耐震化 | 継続 | 二 |
| 34 | 除雪体制の確保 | 道、国 | 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、広域支援用除雪機械を配備するなど相互支援体制を強化する。 数年に一度の猛吹雪等が予想される場合は、車両の大規模な立ち往生の発生による通行止めの長期化を防ぐため予防的通行規制を実施する。将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新を図る。 | 道路管理者間の情報共有 広域支援用除雪機械の配備等自治体支援体制の強化 予防的通行規制の実施 除雪機械の計画的な更新 | 継続 | チ |
| 35 | 海拔情報の提供 | 道、国 | 東日本大震災で甚大な被害をもたらした津波被害を踏まえ、津波被害を軽減するための対策の一つとして、道路施設等に海拔情報を表示する「海拔表示シート」を設置することによる道路利用者への海拔情報を提供する。 | 海拔表示シートの設置 | H24～ | 二 |

| No | 事業名 | 担当 | 事業概要・目的など | 施策プログラム | 時期 | 法律区分 |
|----|-----------------------------|----------|--|--|---------------|------|
| 36 | 津波避難場所整備（日高自動車道） | 国 | 切迫している日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や激甚化する豪雨災害などに備え、津波や洪水からの指定緊急避難場所を確保するため、地方公共団体のニーズを踏まえ、予測浸水深よりも高い位置に整備されている直轄国道の高架区間等を指定緊急避難場所として活用するための避難施設（避難階段等）の整備を推進する。 | 日高自動車道の区域の一部を指定緊急避難場所として活用するための避難施設の整備 | 継続 | 二 |
| 37 | 胆振・日高地方道路防災連絡協議会 | 道、国 | 道路災害の防止および災害発生時の被害拡大を防止するため、地域住民、地方自治体および関係機関が相互に連携を図り、道路における地域防災パートナーシップを構築し、道路防災の推進を図る。 | 胆振・日高地方道路防災連絡協議会の開催 | H16～ | チ |
| 38 | 情報伝達および防災・減災啓発 | 道、国 | 道路災害の防止および災害発生時の被害拡大を防止するため、関係機関と連携した情報発信等の強化を図る。 道路利用者への適切な地震津波情報を提供する。 | 道路情報板、HP、SNS等による防災・減災に関する情報・知識、気象警報や災害情報等の発信 | 継続 | チ |
| 39 | 苫小牧港東港区浜厚真地区複合一貫輸送ターミナル整備事業 | 国 | 大規模地震発生時の緊急物資輸送等に対応した耐震強化岸壁を整備する。 | 災害時の緊急物資の受入、避難者の輸送、救護活動 | R9完成予定 | イ |
| 40 | 苫小牧港東港区浜厚真地区複合一貫輸送ターミナル整備事業 | 苫小牧港管理組合 | 国による耐震強化岸壁の整備に合わせて、背後地に荷さばき地の整備を行う。 | 災害時の緊急物資の受入、避難者の輸送、救護活動 | R5～R9 | イ |
| 41 | 農業農村整備事業 | 道 | 作物の生産性および作業性の向上のため、区画整理、暗渠排水、用排水路、耕作道等の整備を実施する。 | 区画整理 | R4～ | 二 |
| 42 | 路網整備 | 道 | 胆振東部地震で被害を受けた森林を再生するために整備する。 | | R4～ | チ |
| 43 | 治山事業 | 道 | 森林の維持造成を通じて、山地災害から国民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を行う。 | | R4～ | チ |
| 44 | 道路整備事業 | 道 | 厚真町津波避難計画において津波避難路に位置づけられている一般道道厚真浜厚真停車場線の道路拡幅を行う。 | 避難路、輸送・搬送路となる道路整備、岸壁に接続する道路の液状化対策など | R4～ R6は未定 | 二 |
| 45 | 橋梁の耐震化 | 道 | 第1次緊急輸送道路に指定されている千歳鶴川線の本郷橋について、大規模地震発生時においても通行機能が確保されるよう、耐震補強を行う。 | 橋梁の耐震化 | 未定 (R7を予定) | 二 |
| 46 | 地域づくり総合交付金 | 道 | 避難計画や、防災備蓄計画に基づく備蓄品または備品の整備を行う。 | 市町村が設置する避難所等の資機材等整備等に対する助成 | R4, R5 | チ |
| 47 | 災害対応人材強化、関係機関との連携強化 | 道 | 都道府県職員および市町村職員の災害対応能力の向上、危機対応能力の向上を図る。 | 北海道総合防災訓練の実施、厚真町防災訓練への協力 | R4～ | チ |
| 48 | 防災教育の推進 | 道 | 地域の防災リーダーとなる地域防災マスターの養成および1日防災学校への協力を行う。 | 地域防災マスター認定研修会、1日防災学校 | R4～ | チ |

第7章 推進計画実現に向けた今後の進め方

第1節 今後さらに検討が必要な事項

津波避難施設の整備により、避難困難区域は一部縮小しますが（図7.1-1）、すべての津波避難困難区域が解消しない状況で、現状想定している事業・事務のみでは解消できない津波避難に係る課題があります。今後の津波防災地域づくりの推進にあたっては、課題解決に向けて現状把握や検討を行い、関係機関と必要に応じて連携しながら、継続して事業・事務の拡充に努めていく必要があります。

また、拡充した事業・事務のうち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「津波避難対策緊急事業計画」の対象事業等については、各種計画に適切に反映の上、事業の推進を図ります。

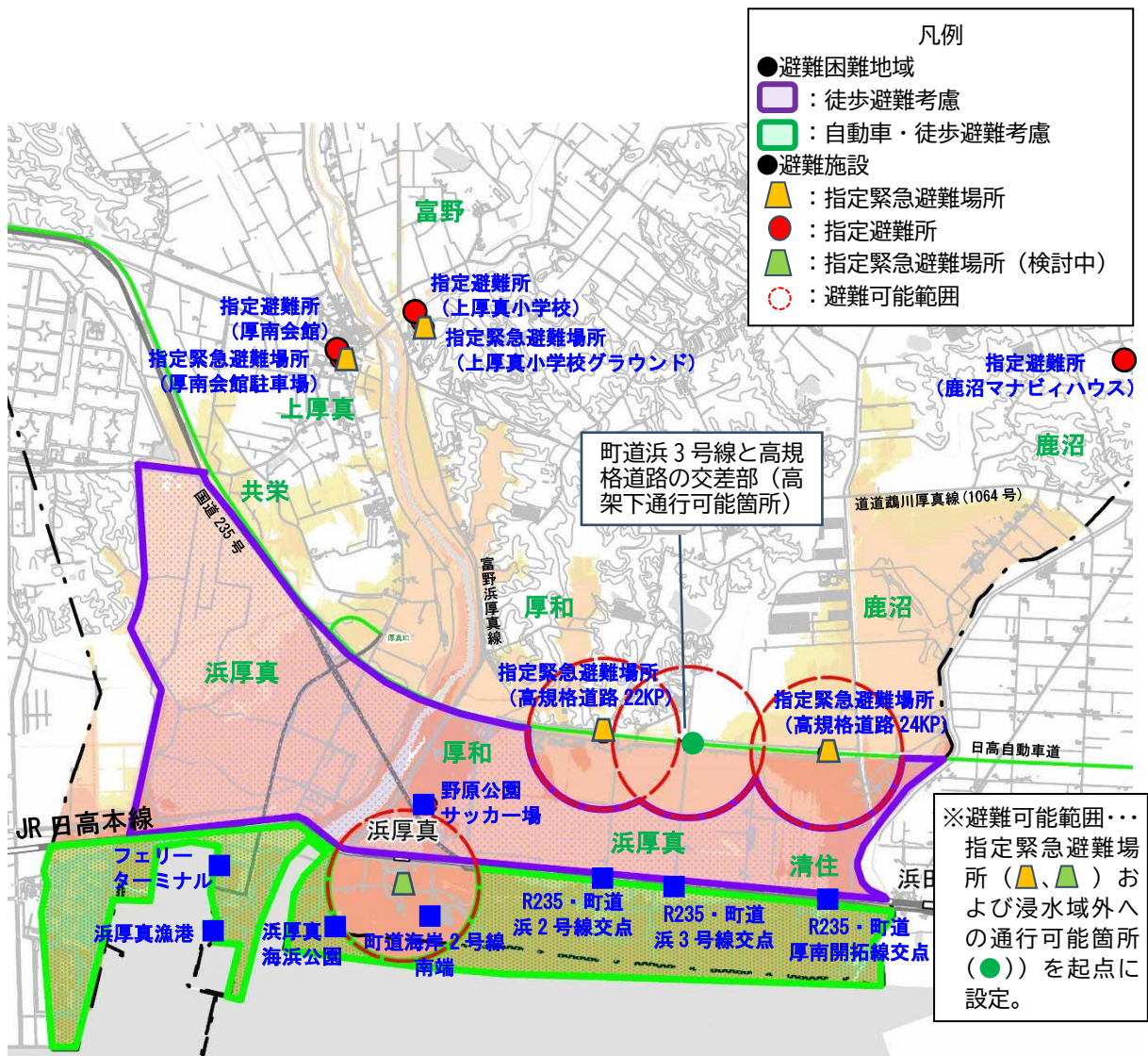


図7.1-1 津波避難困難区域（津波避難施設整備後）

①自宅から避難先への避難行動の支障となりうる要因の排除

地震により家具が転倒すると、負傷者が発生したり、家屋内の避難経路が塞がれたりして、逃げ遅れに繋がることとなります。また、停電時に車庫のシャッターが開かずに、自動車による避難ができない事態も起こる可能性があります。このため、家具転倒防止器具の購入や取り付けについての助成制度の検討や、停電対策などについて検討を進めます。

②津波避難施設の平時の活用方針

津波避難施設は、津波避難を主用途とし、平時には防災教育の集会等を行う方針としています。一方で、地域住民や海岸利用者にとっては、平時から津波避難施設や周辺も含めて有効に活用することで、津波避難施設の認知に繋げることが必要です。

例えば、夕日のみえるカフェや、スケートボードパークといったまちづくりの観点から、季節ごとの地域住民や海岸利用者の活動を考慮し、平時から利用可能な施設の導入を検討します。

③避難の支障となる要因の解消

(a) JR 日高本線の踏切解消

本町は沿岸部に JR 日高本線、国道 235 号が東西に通過しており、沿岸部から内陸方向（北方向）の避難行動に対して、踏切や交差点が支障となる場合があります。特に JR 日高本線の踏切は災害時に遮断されることから、住民は避難時の妨げとならないか懸念しています。北海道を通じて JR との協議を継続し、課題の解消を図る必要があります。

(b) 避難路の無電柱化（電柱倒壊対策）

海岸に近い土地の避難路は、地震発生時に電柱等が倒壊し、道路を塞ぐことで避難に支障を及ぼす場合が考えられ、電柱の地中化（無電柱化）の対策が考えられます。一方で、無電柱化を避難路にくまなく対応することは困難であることから、無電柱化が必要な道路の優先度検討を含め、対策の検討に努めていきます。

(c) 沿岸部から内陸部への道路整備

浜厚真地区の沿岸部から、JR 日高本線および国道 235 号以北の内陸部に接続する道路の整備について検討を進めます。

④避難場所の拡充、機能の充実

既存の避難施設には、想定している地区住民だけではなく、沿岸部の他地区の住民や、隣接自治体の住民の避難も予想されます。そのため、既存施設の屋内避難場所の拡充や寒冷対策（暖房器具や防寒具など）の数量の見直しの検討が必要です。さらに「命山」（津波被害から身を守るための人工の築山）など多様な避難施設の導入を検討します。

また、高規格道路の避難ポイントには主に自動車避難が想定されますが、先に到着した自動車から駐車していくと、後続の避難者は避難ポイントへの到着に時間がかかることとなります。そのため、避難ポイント周辺への駐車スペースの確保について検討に努めます。

⑤要配慮者や多数の訪問者の迅速な避難方法の検討

本町では原則、徒歩避難ですが、高齢者が多く、津波浸水域が広く、津波到達時間も1時間未満と短いことから、自動車避難も許容しています。避難に支援が必要な方に対する個別の避難計画の作成を進めていくほか、自動車避難を行う上でも、避難までの準備時間の短縮、乗車の迅速化、周辺居住者の同乗、避難後の渋滞発生の可能性の考慮など、自動車避難時の留意点を取りまとめ、周知することが必要です。

また、海岸利用者が自動車避難の際に使用するルート、避難先の周知、ルール化も求められます。これら自動車避難のあり方、ルールについて検討を進めます。

さらに、隣接する自治体から本町への避難も予想されますが、受け入れる地域住民への啓発、受け入れのルールなどを検討するとともに、隣接自治体と事前の協議を進めます。

⑥復興体制や被災者の生活再建支援体制の検討

本計画の進捗により地震や津波による被害の軽減を図りますが、すべての被害を防止することは困難であり、被災後の応急復旧を経たのち、速やかな復興を図ることが必要です。本町は胆振東部地震による被害を受け、震災復興の実績があります。この経験を活かして事前復興計画の策定や被災者の生活支援体制の検討など、取組を進めます。

⑦津波浸水想定区域内からの集団移転の検討

本計画で示した津波防災地域づくり推進のための事業・事務を着実な推進により、津波浸水対策のリスクの低減を図りますが、津波浸水区域内居住者や事業所就業者のリスクは残存します。移転希望者に対して、内陸部への移転を支援する方策について、継続して検討を進める必要があります。

第2節 推進体制

町では本計画の推進にあたり、国や北海道など関係機関と連携することはもちろん、自助・共助を担う地域住民や事業者等の防災に係る活動・行動を支援する形で、町、国・道、地域住民等が協働で本計画を推進する体制の構築をめざします。

災害時には、住民一人ひとりが「自分の身は自分で守る」という意識を持ち行動することや、地域で連携して、「一人の逃げ遅れも出さない」という意識をもって助け合う体制を検討することは極めて重要です。地震や津波の正しい知識や発災時の対応などの防災知識を習得し、的確な判断と避難行動を可能にするため、本計画を広く普及する必要があります。

例えば、津波浸水想定区域の住民に対し津波ハザードマップなどを用いた出前講座の開催、学校教育の場における児童・生徒に対する防災教育の推進、地域の地形や土地利用の状況を考慮した避難経路の選定などの取組により、住民の防災意識や自主防災組織の活動意欲を高く保ち、自主的に物資の備蓄や住宅の耐震補強、避難経路の確認などの行動につながるよう支援します。

また、災害への備えとしての官民一体の取組、すなわち公助だけでなく、住民が自発的かつ、主体となる自助や地域による共助の連携による減災効果を発揮するためには、自主防災組織の設立と、これらの活動の中心となる防災リーダーの存在も不可欠となるため、自主防災組織、自治会、事業所の防災担当者のほか、防災に関心の高い住民を対象に、北海道が行う「北海道地域防災マスター認定研修会」を活用して、受講による認定者等による地域防災活動の中核となる人材の育成を推進します。

第3節 計画の見直しと更新

本計画は、本町における津波防災地域づくりを総合的に推進するための基本方針や事業・事務について、体系的に取りまとめたものです。一方で、現在も計画中の事業の具体の実施時期や事業費用の検討や施設整備を行う場合は基本設計や詳細設計、今後さらに検討が必要な事項の推進、土地利用の動向等の更新などについては、引き続き見直しを行う必要があります。その他、北海道が公表する地震・津波被害想定や関連計画の更新、本町の地域防災計画や総合計画等の修正や地震・津波防災対策の新たな展開がある際にも、適宜見直しが必要となります。

今後5年間は事業計画の更新を中心に、毎年計画の見直しを行うものとします。